

平成30年第3回美幌町議会定例会会議録

平成30年3月 6日 開会

平成30年3月22日 閉会

平成30年 3月 9日 第4号



○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 25号～議案第 57号

○出席議員

1 番	高橋秀明君	2 番	大江道男君
3 番	新鞍峯雄君	4 番	上杉晃央君
5 番	稲垣淳一君	6 番	戸澤義典君
7 番	早瀬仁志君	8 番	岡本美代子君
9 番	坂田美栄子君	副議長 10 番	吉住博幸君
11 番	橋本博之君	12 番	中嶋すみ江君
13 番	古舘繁夫君	議長 14 番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会会長	平野浩司君
監査委員	高木清君	教 育 委 員 会 長	

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	橋本美典君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	小室保男君	庁舎建設主幹	遠國求君
電算主幹	河端勲君	まちづくり主幹	田中三智雄君
政策主幹	小室秀隆君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	関弘法君
環境生活主幹	佐々木斉君	児童支援主幹	多田敏明君
福祉主幹	遠藤明君	健康推進主幹	武田孝司君
農政主幹	渡辺靖行君	みらい農業センター主幹	午来博君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	建設主幹	川原武志君
施設管理主幹	中沢浩喜君	建築主幹	西俊男君
水道主幹	御田順司君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	志賀寿君	事務連絡室庶務主幹	岩田憲次君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	以頭隆志君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	露口哲也君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君

博物館主幹 鬼丸和幸君  
選挙管理委員会事務局長 谷川明弘君  
監査委員室長

農業委員会事務局長 酒井祐二君

○議会事務局出席者

事務局長 藤原豪二君  
議事係長 橋本勝君

次 長 佐藤和恵君  
議 事 係 寺田好君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成30年第3回美幌町議会定例会第4日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番戸澤義典さん、7番早瀬仁志さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第25号から  
議案第57号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから議案第57号平成30年度美幌町病院事業会計予算についてまでの33件を議題といたします。

昨日に引き続き、順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。説明者は、着席のままでの説明を許します。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の222ページをお開き願います。

議案第41号美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の86ページをお開き願います。

資料19、議案第41号関係であります。

改正目的であります。都市公園法施行令の一部改正に伴い、条例の改正を行おうとするものであります。

改正内容であります。これまで、都市公園に設ける運動施設の敷地面積は、都市公園法施行令により、都市公園の全体の面積の100分の50を超えてはならないとされていましたが、平成29年6月14日に公布された都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備等に関する政令による都市公園法施行令の一部改正により、当該敷地面積に占める割合の上限は100分の50を参酌し、地域の実情に応じて条例で定めることが必要となったため、条例の一部を改正しようとするものであります。

根拠法令は、都市公園法施行令であります。

施行日は、平成30年4月1日であります。

なお、参考資料の87ページに改正に係

る新旧対照表を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、223ページをお願いいたします。

議案第42号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の88ページをお開き願います。

資料20、議案第42号関係であります。

改正目的であります。都市計画用途地域の変更に伴い、下水道区域においても整合性を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。1点目に、条例第3条で規定しております位置及び排水区域の改正であります。

都市計画において、今後、さらなる宅地造成が見込まれない地域の縮小を行うことから、都市計画用途地域の変更に伴い、都市計画区域から外れた野崎の一部を特定環境保全公共下水道に加え、開発行為により宅地化された美富の一部を公共下水道に加えるものであります。

2点目に、第4条で規定しております排水区の面積及び計画人口の改正であります。

特定環境保全公共下水道の対象面積を103.9ヘクタールから102.1ヘクタールへ、計画人口を880人から670人に、公共下水道の対象面積を756.2ヘクタールから751.3ヘクタールへ。計画人口を1万7,320人から1万5,730人に変更しようとするものであります。

なお、計画人口につきましては、総合計画における平成38年度目標人口に合わせて算定を行ったものであります。

3点目に、第5条で規定しております処

理施設の名称、位置等の改正であります。

処理施設の全体計画の見直しに伴い、1日最大処理能力を1万2,000立方メートルから9,750立方メートルに変更しようとするものであります。

施行日は、平成30年4月1日であります。

なお、参考資料の89ページに、改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、224ページをお願いいたします。

議案第43号美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の90ページをお開き願います。

資料21、議案第43号関係であります。

改正目的であります。美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例について、減債積立金を使用して企業債を償還した場合の利益を処分する規定を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。地方公営企業法施行令の改正により、毎事業年度ごとに生じた利益の処分は、議会の議決を経て行っておりますが、施行令改正前と同様に、減債積立金を使用して企業債を償還した場合は、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れることができるよう、利益の処分等を規定しております。

条例第2条第5項として、減債積立金を使用して企業債を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする条文を改正しようとするものであります。

根拠法令は、地方公営企業法、地方公営企業法施行令であります。

施行日は、平成30年4月1日でありませ

ず。なお、参考資料の91ページに、改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議案の225ページをお開き願います。

議案第44号指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の92ページをお開き願います。

資料22、議案第44号関係。

指定管理者の指定についてであります。

重立ったところについて御説明をいたします。

施設の名称は、美幌峠レストハウス展望休憩室。

指定管理者は、美幌町字仲町1丁目44番地、美幌商工会議所会頭後藤哲也であります。

選定の理由につきましては、美幌峠レストハウスにつきましては、町と商工会議所の共有建物であります。美幌町が所有をしております2階の展望休憩室部分について指定管理を行うものであり、今までの指定管理の実績と建物の一体的管理運営から美幌商工会議所を選定したものであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間でありませ

ず。引き続きまして、議案の226ページにお戻り願います。

議案第45号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものであります。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の93ページをお開き願います。

資料23、議案第45号関係。

重立ったところについて御説明申し上げます。

施設の名称は、美幌ターミナル物産センターです。

指定管理者は、美幌町字新町3丁目97番地の2、美幌観光物産協会会長三坂重弘であります。

選定の理由につきましては、今までの指定管理実績と同施設で運営を行っております観光物産センター・交通ターミナルや林業館、木育ひろば愛称「きてらす」との一元管理による効率的な管理運営を図ることができるため、美幌観光物産協会を選定したものであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間でありませ

ず。引き続きまして、議案の227ページにお戻り願います。

議案第46号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたします。

参考資料の94ページをお開き願います。

資料24、議案第46号関係。

重立ったところについて御説明申し上げます。

施設の名称は、美幌町職業訓練センターです。

指定管理者は、美幌町字西1条南5丁目3番地、職業訓練法人美幌職業訓練協会会長蓮井博文であります。

選定の理由につきましては、施設の設置目的であります労働者の技能向上を図るための職業訓練及び職業の能力検定を実施でき、また、過去の指定管理実績を考慮して美幌職業訓練協会を選定したものであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間です。

引き続きまして、議案の228ページにお戻り願います。

議案第47号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げます

参考資料の95ページをお開き願います。

資料25、議案第47号関係。

重立ったところについて御説明いたします。

施設の名称は、美幌みどりの村であります。

指定管理者は、美幌町字美禽258番地の2、一般財団法人美幌みどりの村振興公社理事長平井雄二であります。

施設といたしましては、美幌みどりの村の施設であります農業実習施設、通称「グリーンビレッジ美幌」、休憩施設、通称「すずらん」、森林公園、農村公園であり、その概要については記載のとおりであります。

選定の理由につきましては、美幌みどりの村振興公社は、各施設の特色を生かした事業展開を図り、地域に根差した事業を積極的に進めており、また、過去の指定管理実績を考慮して選定したものであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

以上、御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第48号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書の229ページでございます。

議案第48号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の96ページをお開きください。

資料26、議案第48号関係。

指定管理者の指定についてでございます。

初めに、選定の経過について説明をさせていただきます。

今回、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートの施設につきましては、3年間の指定管理が本年3月31日をもって期間満了となることから、指定手続条例第2条に基づきまして、昨年12月6日から12月25日までの20日間で公募を行ったところでございます。

その結果、現在、指定管理者となっております特定非営利活動法人美幌町体育協会の1団体より応募があったところでございます。

選定に当たりましては、指定管理者選定委員会を設置いたしまして申請内容などを



審査した結果、美幌町体育協会については、指定管理者として12年間の実績があり、施設の管理運営計画、職員体制、収支計画などについて選定基準と照らし、施設の管理を行う団体として適当と認められたことから、満場一致で選定をされたところでございます。

それでは、施設の名称でございますが、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート。

施設の所在、美幌町字稲美137番地7。

指定管理者、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町体育協会会長伊藤善啓でございます。

施設の概要は記載のとおりでございます。

選定の理由であります。美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートは、町民の体育振興と健康増進を図るために設置された施設であり、施設の効果を最大限生かした維持管理及び地域住民の声が反映される管理を行うことができる美幌町体育協会を選定したところでございます。

指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

業務の範囲は記載のとおりでございます。

利用料金につきましては、美幌町あさひ体育センターが97ページの料金表のとおりでございます。また、美幌町テニスコートにつきましては記載のとおりでございます。

根拠条例につきましては、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町スポーツ施設条例でございます。

続きまして、議案書の230ページをお開きください。

議案第49号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の98ページをお開きください。

資料27、議案第49号関係。

指定管理者の指定についてであります。

選定の経過につきましては、議案第48号と同様ですので、省略をさせていただきます。

施設の名称でございますが、美幌町B&G海洋センター。

施設の所在、美幌町字大通南5丁目8番地。

指定管理者、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町体育協会会長伊藤善啓でございます。

施設の概要は記載のとおりでございます。

選定の理由であります。B&G海洋センターは、町民の健全な心身の発達と水泳の振興を図ることを目的とし、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から譲渡を受けた施設であり、施設の効果を最大限生かした維持管理及び地域住民の声が反映される管理を行うことができる美幌町体育協会を選定したところでございます。

指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

業務の範囲は記載のとおりであります。

利用料金につきましては、99ページの料金表のとおりであります。

根拠条例につきましては、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町スポーツ施設条例でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の231ページになります。

議案第50号平成30年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

上記について、別冊のとおり提出をするということで、別冊の平成30年度各会計予算書により御説明を申し上げますので、予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成30年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億1,228万6,000円と定めます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為で御説明を申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債により御説明を申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、25億円と定めるものと定めます。

それでは、11ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

債務負担行為は、将来にわたって財政負担を設定するもので、平成30年度以降における支払いについて、その期間、限度額

を定めようとするものでございます。

1段目の役場庁舎建設設計業務委託料。期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額につきましては、6,679万3,000円でございます。役場庁舎の改築に向けた基本設計、実施設計の委託を実施するもので、プロポーザル方式による一括発注を予定しております。

二つ目の役場庁舎執務環境計画策定業務委託料。

期間につきましては、平成30年度から平成31年度まで、限度額が199万8,000円でございます。これは、役場庁舎の改築に向けて、フロア構成の検討、オフィス環境の整備について、最適かつ経済的なプランにより具体的な配置計画の策定を委託するものでございます。

三つ目の自動車借上料でございます。

期間が、平成30年度から平成32年度まで、限度額が130万4,000円でございます。平成30年度より採用を予定しております地域おこし協力隊の隊員活動用の車両1台を借り上げようとするものでございます。

次に、自動体外式除細動器借上料でございます。

期間が、平成30年度から平成34年度まで、限度額が80万4,000円でございます。これは、避難所等に配備しておりますAEDを更新するもので、本年度の30年度につきましては、美幌小学校、東陽小学校、旭小学校、町民会館、トレーニングセンターのAEDを5年リースで更新を図るものでございます。

最後に、戸籍情報システム借上料。

期間は、平成30年度から平成35年度まで、限度額につきましては、1,318万1,000円でございます。住民担当に配置しております戸籍情報システムを更新するもので、戸籍の異動、各種証明書等の手続を正確かつ迅速に行うものでございます。

次に、地方債について御説明をいたしま

すので、12ページをお開きいただきたい  
と思います。

第3表、地方債でございます。

一つ目の東町集会室建替事業。

限度額が5,030万円でございます。これは、地域要望のありました東町集会室の建てかえに伴う改築工事、旧東町集会室の解体、その後の外構工事を行うもので、平成30年度中の完成を予定しているところでございます。起債は、過疎債ハードで充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税の措置となります。

二つ目が緊急防災・減災事業。

限度額が240万円でございます。これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）の更新を行うもので、平成30年度末をもって現行受信機の使用期間が終了となることから、新型受信機への更新を行うものでございます。起債につきましては、緊急防災・減災事業債で、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置をされます。

三つ目、認定こども園改築補助事業。

限度額が8,700万円でございます。私立幼稚園の園舎改築に伴います補助金を交付するものでございます。起債は、過疎債のハードを予定しているところでございます。

次に、医療従事者就業支援等補助事業。

限度額は890万円でございます。医療従事者の確保を目的とした事業で、一定の要件を満たされる方に住宅準備及び就業支援に係る補助金を交付する事業でございます。起債につきましては、過疎債ソフトで、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税措置という形になります。

次に、水道施設等耐震化事業。

限度額が490万円でございます。この事業につきましては、耐震不足が明らかになりました水道施設の耐震補強を進めるもので、国の生活基盤施設耐震化等交付金を

活用しながら、水道事業会計において、取水施設耐震補強工事に係る実施設計及び日並浄水場の耐震補強工事を行う予定でございます。補助残のうち、その4分の1を一般会計からの出資金で措置するもので、起債の名称につきましては一般会計出資債、充当率が100%、元利償還金の50%が普通交付税で措置をされます。

次に、農業生産基盤整備事業。

限度額が2,130万円でございます。これは、豊栄、昭美、稲都、福梅、豊高第2地区における道営土地改良事業の地元負担分として、その財源を地方債に求めるものでございます。起債につきましては、過疎債ソフト及び辺地債で、辺地債の充当率につきましては100%、元利償還金の80%が普通交付税で措置をされることになります。

次に、木質ペレットストーブ購入促進事業。

限度額が400万円でございます。木質ペレットストーブを購入される方に対しまして、40万円を上限に購入費用の3分の2を補助するもので、過疎債のソフトの申請を予定しております。

次に、町内消費喚起プレミアム商品券発行事業。

限度額が840万円でございます。この事業は、消費喚起を目的にプレミアム商品券を発行するとともに、子育て世帯の生活を支援するため、ポイントカードシステムによる消費者へのサービス提供を行うもので、これも同じく過疎債のソフトの申請を予定しているものでございます。

次に、起業家支援事業。

限度額が400万円でございます。町内で起業される方に対しまして、起業に必要な経費を補助することといたしまして、雇用の創出と地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。これも、起債につきましては、同じく過疎債のソフトの申請を予定しているところでございます。

次に、町道整備事業。

限度額が1億8,180万円でございます。国の社会資本整備総合交付金により実施する大正橋の補修、第262号道路改良工事について、補助残の財源を地方債に求めるものでございます。

あわせて、町単独事業として実施を予定しております第123号道路整備、第30号道路整備、第14号、第30号、第107号道路舗装、排水補修工事、第8号の道路歩道整備工事につきましても、その財源を地方債に求めるもので、過疎債のハード及びソフトの申請を予定しているところでございます。

次に、13ページになります。

最初の堤内排水対策事業。

限度額が4,980万円でございます。大雨による河川の増水に備え、住宅等の浸水被害を防止するために、樋門排水ポンプの設置及び監視体制の強化を図るもので、旧瑞治樋門の電気設備工事、日の出の釜場等の発電機、樋門用資機材の保管庫の設置を行うものでございまして、起債については、緊急防災・減災事業債の申請を予定しているものでございます。

その次の公園整備事業。

限度額が880万円でございますけれども、これにつきましては、公園長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用し、本年度につきましては、みとみ公園の施設更新実施設計委託、物価調査委託、ひがしまち公園の複合遊具等の撤去・更新工事を行う予定でございます。

起債につきましては、公共事業等債で、充当率が90%、元利償還金の50%が普通交付税で措置をされます。

次に、住宅リフォーム促進補助事業。

限度額が4,710万円でございます。住環境の整備と地域経済の活性化を目的として、50万円以上の住宅リフォーム工事を対象に費用の20%を補助するもので、本年度につきましては130件を見込み、過

疎債ソフトの申請を予定しているところでございます。

次に、少人数学級推進事業。

限度額が560万円でございます。この事業につきましては、学習環境の充実を図るため、小学校の全学年において35人以下の学級編制を実現しようとするもので、本年度につきましては、美幌小学校に期つき教員1名の配置を予定しており、過疎債ソフトの申請を予定しているところでございます。

次に、町民会館改築事業。

限度額が1億6,680万円でございます。完成に向けて改築工事を進めているところですが、建築主体、電気設備、機械工事のほか、外構工事の事業費を予算計上しているところでございます。

国の社会資本整備総合交付金、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金を活用し、不足する財源について過疎債ハードの申請を行うものでございます。

次に、スポーツセンター耐震補強事業。

限度額が2億2,880万円でございます。耐震基準を満たしていないスポーツセンターについて、国の社会資本整備総合交付金を活用し、耐震補強工事を行おうとするものでございます。本年度、耐震補強工事を行うもので、過疎債のハードの申請を予定しているところでございます。

最後に、臨時財政対策債。

限度額が3億4,133万円でございます。臨時財政対策債につきましては、地方交付税の不足分の一部を地方債へ振りかえる制度で、充当率につきましては100%、元利償還金の全額が普通交付税で措置されることとなります。

以上のとおり、平成30年度に借り入れをする地方債の総額を12億2,123万円と見込みまして計上しています。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、74ページ、75ページをお開きいただきたいと思います。

3の歳出でございます。

まず、1款議会費でございますが、総額が8,300万円でございます。

議会費の議会運営事務につきましては、14名分の議員活動費と事務局の運営に係る経費について計上させていただいたものでございます。

次に、77ページになります。

2款、総務費の総額は5億2,276万4,000円でございます。

1項、総務管理費、1目、一般管理費のうち、1の総務事務については、前年度と大きな違いはございません。

2の人事管理事務につきましては、本年度については、被災地派遣職員及び自治法派遣職員を予定していないことから減額となっております。

次に、79ページになります。

79ページにつきましては、前年度と大きく変わったところがございますので、81ページをお願いしたいと思います。

2目の広報広聴費でございます。

広報事業の中の印刷製本費79万3,000円のうち、32万4,000円につきましては、PR用名刺に続きまして、今年度、町PR資材といたしまして、クリアファイル5,000枚を作成するものでございます。

このページにつきましては、そのほかは大きな変更はございませんので、83ページをお願いしたいと思います。

4目の財産管理費、1、庁舎管理事業の施設維持管理等委託料、警備業務委託料988万2,000円でございますけれども、これにつきましては、一部、警備業務内容変更による増額となっているところでございます。

それから、少し下の庁用備品626万2,000円でございます。これにつきましては、庁舎2階の複写機及び紙折り機の更新を図ろうとするものでございます。

2の庁舎改築等事業、非常勤職員報酬3

9万2,000円でございますけれども、庁舎建設の町民会議であります行政改革推進委員会の7回開催分の報酬でございます。

それから、三つ飛びまして、実施設計等委託料、役場庁舎建設設計業務委託料3,444万8,000円でございますけれども、債務負担で御説明を申し上げました平成30年度分の支払い分でございます。

それから、一つ飛びまして、積立金66万1,000円でございます。この積立金につきましては、基金利子の積立金でございます。以降の各費目の中で計上しております積立金で、同様のものについては説明を省略させていただきたいと思っております。

3、町有財産管理事業、85ページになります。

上から6段目の業務等委託料、二つ目の町有地草刈業務委託料112万5,000円でございますけれども、従来、草刈りをしているところに、今年度より新たに東京電波跡地及び美英福祉寮跡地の草刈りを実施することとしたことにより、増額となっております。

それから、車両392万円でございますけれども、公用車の年次的な更新を図ろうとするもので、軽自動車のバン型3台の購入を図ろうとするものでございます。

5目企画費でございます。1の政策推進事業の総額3,728万9,000円のうち、584万7,000円につきましては、観光振興業務で1名の地域おこし協力隊の経費という形になってございます。

6段目の事務事業協力報償、1,268万円でございますけれども、一つがふるさと寄附金で総額を2,500万円と見込みまして、その2分の1の特産品等の返礼品として1,250万円の計上、あわせて、寄附者のアンケート調査の景品代として18万円を計上したところでございます。

それから、下の業務等委託料、ふるさと寄附金宣伝用素材撮影業務委託料8万8,000円でございますが、これにつきましては

は、ふるさと納税返礼品のカタログ等掲載のための返礼品の撮影を行うための委託料でございます。

その下の地域おこし協力隊募集採用選考業務委託料181万5,000円につきましては、平成31年度の地域おこし協力隊2名の採用予定によります募集業務に対する委託料でございます。

次に、87ページをお願いいたします。

補助金、まちづくり参画プロジェクト補助金100万円でございます。まち・ひと・しごと総合戦略に基づく補助金でございます。美幌高校生の美幌伝道大使推進協議会に対する補助金でございます。

その下の積立金1,250万円につきましては、ふるさと寄附金2,500万円を見込みまして、返礼品1,250万円の残である1,250万円についての積み立てを行おうとするものでございます。

2の行政改革推進事業の業務等委託料、行政評価支援システム改修業務委託料197万7,000円でございますけれども、現在の行政評価のシートなどの見直しを行うために、システム改修を図るための委託料でございます。

それから、5の国際交流事業、負担金90万2,000円でございます。これにつきましては、高校生2名分のケンブリッジ高校への短期留学に対する負担金でございます。

6目、辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業の印刷製本費27万円につきましては、びほろバス交通マップを作成するための経費でございます。1万部を作成し全戸に配布する予定でございます。

次に、89ページになります。

7目の交通安全費、1の交通安全対策推進事業の中の高齢者等運転免許自主返納報償240万円でございますが、昨年まで扶助費で計上しておりましたが、報償費への組みかえを行い、120件分の予算について計上させていただいたものでございま

す。

続きまして、8目の住民活動推進費、1の住民活動推進事業、91ページになります。

一番上の施設維持管理等委託料274万1,000円、集会室維持管理委託料でございますけれども、除雪及び草刈りに係る費用を一部委託料の中に組み込んだことによります増額となっております。

それから、工事請負費につきましては、工事関連参考資料により、後ほど、副町長より御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、庁用備品155万6,000円につきましては、行事用の耐火テーブル10台、東町集会室用の机、椅子及び三つの集会室のストーブの更新を図るための予算計上でございます。

負担金、二つ目の手作り出店実行委員会負担金180万円ですが、従来は150万円の負担金でございましたけれども、ふるさと祭りの出店者数の減等によりまして、30万円の負担金を増額したところでございます。

補助金の一番下、地域集会施設整備補助金443万円でございますが、これにつきましては、美富中央、高野、昭野、豊幌、旭の各集会室の修繕に係る補助金でございます。

次に、93ページになります。

10目、電算管理費、電算システム事業の業務等委託料、電算業務処理委託料93万5,000円のうち、388万8,000円につきましては、電算室管理業務を追加したことに伴います増額でございます。

次に、11目、諸費、防災対策事業の消耗品466万4,000円のうち、内訳といたしまして、転入者用の戸別配布用の非常持ち出し品、これを500セットで160万円、それから、9月オープンを予定しております町民会館用の防災消耗品として238万円、それから、福祉避難所としての

アメニティ美幌の消耗品として40万円などを計上させていただいたものでございます。

それから、業務等委託料、防災資機材保管倉庫設置委託料83万2,000円につきましては、今年度、東陽小学校、北中学校に倉庫を設置するための委託料でございます。

それから、委託料の下から二つ目、全国瞬時警報システム受信機設置委託料243万円につきましては、Jアラートの受信機が平成30年度末で使用期限終了となることから、新型の受信機を設置するための委託料でございます。

その下の防災WEBマップ作製委託料99万4,000円につきましては、災害リスクの低減を図るため、ハザードマップがスマホあるいはパソコンからの検索を可能としようとするもので、ウェブ化を図るための委託料でございます。

それから、一つ飛びまして、機械器具710万1,000円でございますが、これにつきましては、完成いたします町民会館に対しまして、投光器、ジェットヒーターなど557万円、それから、アメニティ美幌は福祉避難所として30名の収容を想定しておりますけれども、車椅子、ストレッチャーなどで92万8,000円を予算計上させていただいたものでございます。

次に、95ページになります。

2の自主防災活動推進事業、補助金の自主防災資機材等購入補助金85万円につきましては、今年度、栄町西自治会に自主防災資機材及び物置購入に係る補助をするものでございます。

3の駐屯地強化充実推進事業の負担金、陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会負担金380万円でございますが、これにつきましては、防衛計画大綱並びに中期防衛力整備計画において、第5旅団の機動旅団への改編が見込まれることから、美幌に駐屯します第6普通科連隊の改編及び隊員増

強に向け、陳情活動の強化を図ることとしたため、30万円の増で予算を計上させていただいたところでございます。

申しわけございません。30万円ではなく、80万円です。従来の300万円を380万円とさせていただいたところでございます。

次に、97ページになります。

3項の戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費、1の戸籍住民基本台帳事務、99ページになります。

業務等委託料の一番下、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料950万4,000円につきましては、マイナンバーカード等の記載事項の充実のためのシステム改修委託料でございます。

それから、一つ飛びまして使用料172万9,000円につきましては、戸籍情報システムを本年10月から更新、その際のシステム使用料として6カ月分の計上をさせていただいたところでございます。

4項、選挙費でございます。

2目の知事及び道議会議員選挙費につきましては、来年4月の任期満了に伴い実施されます選挙に要するもので、平成30年度に係る経費について計上をさせていただいたものでございます。

次に、101ページでございます。

3目の町長及び町議会議員選挙費につきましても、同じく任期満了に伴いまして、来年4月に実施されます選挙に必要となる本年度分の予算について計上したところでございます。

4目の網走川土地改良区総代選挙費につきましても、来年6月に任期満了に伴い実施されます選挙に要する平成30年度分の費用を計上したところでございます。

次に、104ページ、105ページをお願いいたします。

3款、民生費でございます。

3款民生費の総額は、27億7,647万9,000円でございます。

1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、3、国民健康保険特別会計負担事業の国民健康保険特別会計繰出金2億3,868万9,000円でございます。

これにつきましては、保険基盤安定制度の繰り出しとして1億2,630万7,000円、人件費など事務費として8,583万円、出産育児一時金として728万円、財政安定化支援事業として1,506万円、その他一般会計の繰り出しとして421万2,000円について繰り出しを行うものでございます。

次に、107ページをお願いいたします。

3目の高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業の補助金の四つ目でございますけれども、介護従事者資格取得支援事業補助金210万円の計上でございます。これにつきましては、介護人材不足を解消するため、資格取得に対し補助することといたしまして、初任者研修についての補助を10人分、実務者研修の補助を10人分それぞれに予算計上したところでございます。

次に、109ページになります。

2の在宅福祉事業、消耗品費139万6,000円と、ちょっと下のほうになりますけれども、機械器具252万6,000円につきましては、緊急通報装置を新たに40台設置することといたしまして、不足いたします35台分を購入するための予算計上でございます。

次に、111ページになります。

5の高齢者保護措置事業、老人保護措置費3,890万2,000円につきましては、美幌の町民が町外の老人福祉施設に入所している18名の方と新規入所者2名を見込みまして予算計上をしたところでございます。

それから、6の後期高齢者広域連合負担事業、療養給付費負担金2億3,980万4,000円につきましては、医療費給付に対する美幌町負担分で6分の1相当分でご

ざいます。

それから、7の後期高齢者医療特別会計負担事業、後期高齢者医療特別会計繰出金1億525万8,000円につきましては、保険基盤安定分として8,486万5,000円、広域連合負担分として1,085万円、事務費として954万3,000円の繰り出しを行うものでございます。

8の介護保険特別会計負担事業の介護保険特別会計繰出金2億9,259万7,000円につきましては、給付費、介護予防事業、包括支援事業などに対して繰り出しを行うための予算計上でございます。

次に、113ページでございます。

113ページにつきましては、昨年度と大きな変更はございませんので、115ページをお願いいたします。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費でございます。1の児童福祉事務の業務等委託料、一時預かり事業委託料950万円でございますけれども、平成30年度より子ども・子育て支援制度に基づく委託でございまして、二つの園で、延べ1万7,650人分を見込んでの予算計上でございます。

それから、負担金の二つ目の子どものための教育・保育給付費負担金2億1,116万7,000円でございますが、平成29年度におきましては、2園が対象でしたが、平成30年度より1園が新制度の幼稚園に移行することにより増額となっているところでございます。

それから、補助金の下から二つ目、認定こども園施設整備補助金1億7,215万6,000円、その下の保育所等整備補助金8,884万6,000円につきましては、認定こども園の施設整備補助で改築後に幼保連携型認定こども園に変更となることから、上の1億7,215万6,000円が教育部分、下の8,884万6,000円が保育部分での補助でございます。

2の子ども発達支援センター運営事業に



つきましては、総額1,919万5,000円でございますけれども、子ども発達支援センターが旧中央保育所跡に移転したことにより、運営費が増となっているところでございます。

次に、117ページは大きな変更はございませんので、119ページでございます。

2目の保育園費、美幌保育園管理運営事業ですが、121ページになります。

修繕料117万7,000円につきましては、美幌保育園の暖房制御盤、また、入り口の引き戸などの修繕を行うための予算計上でございます。

次に、123ページになります。

123ページも大きな変更点がございますので、125ページをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） それでは、予算書の124ページ、125ページ、4款衛生費から御説明をさせていただきます。

衛生費の総額につきましては9億9,429万8,000円でございます。

保健衛生費の1目保健衛生総務費、2、乳幼児等医療費助成事業のうちの扶助費でございます。乳幼児等医療費扶助851万5,000円につきましては、4月から7月までの現制度における医療費の扶助の予算計上でございます。

その下の子ども医療費扶助の3,888万8,000円につきましては、通院につい

て、就学前から中学生までに拡大したことに伴います8月以降の医療費扶助分でございます。

3の他会計負担事業、負担金の病院事業会計負担金1億9,840万6,000円につきましては、不採算地区病院運営経費として1億1,125万2,000円、救急医療の確保に係るものとして3,799万1,000円、建設改良に要する経費として2,042万円、小児医療に要する経費として1,583万8,000円などを負担するものでございます。

補助金の病院事業会計補助金3,243万1,000円につきましては、基礎年金拠出金、また、医師等の研修費についての補助を行うものでございます。

投資及び出資金1億4,627万4,000円につきましては、病院事業に対する出資金として1億4,137万4,000円を、水道事業に対する出資金として490万円を出資するものでございます。

次に、127ページをお願いいたします。

4の広域事務組合負担事業につきましては、各会計予算参考資料によりまして、後ほど、副町長より御説明させていただきます。

2目、予防費でございます。

2の予防接種事業の業務等委託料、個別予防接種委託料4,630万5,000円のうち、300万円は高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料でございますけれども、本年度より自己負担額を3,500円から2,000円とし、接種率の向上を図ることとしたため、125万円の増額となっているところでございます。

次に、扶助費、乳幼児等予防接種扶助74万4,000円でございます。これにつきましては、長期里帰り出産のため、乳児が本町で予防接種を受けられない場合、これまで、入院等やむを得ない場合のみに扶助をしておりましたけれども、理由を問わ

ず、扶助をすることとしたことにより増となっているものでございます。

3の母子保健事業につきましては、129ページになります。

補助金の特定不妊治療費補助金225万円の計上でございます。新たに特定不妊治療を受けた方を対象に、治療費の一部を助成することとしたものでございます。1回につき15万円を上限といたしまして、15件分について予算計上をさせていただいたものでございます。

4の健康づくり事業の業務等委託料、健康診査委託料280万9,000円について、平成26年度より集団健診の対象者を20歳からといたしました。若年層の健診機会の拡大を図るため、町内医療機関での個別健診を実施することとし、あわせて、健診項目の見直しを行い、健診時間の短縮を図り、受診率向上の取り組みを図ろうとするものでございます。

次に、下の補助金でございます。

子育て世帯禁煙サポート補助金、予算計上20万円については変更がございませんが、対象となる子育て世帯を、平成30年度より中学生から高校生までに拡大を図ることとしてございます。

次に、131ページになります。

3目の環境衛生費、2の墓地・霊園等管理事業の業務等委託料213万1,000円のうちの二つ目、墓地・霊園看板設置委託料65万6,000円につきましては、町内における墓地、霊園に案内看板4カ所を設置するための委託料でございます。

次に、5目保健福祉総合センター費、1、保健福祉総合センター管理運営事業、133ページになります。

上から五つ目の修繕料でございます。281万4,000円につきましては、健康遊浴室の可動床及びばい煙濃度計の取りかえなどを行うものでございます。

次に、135ページになります。

2項の清掃費でございますけれども、3

のごみ処分場維持管理事業の四つ目の修繕料1,604万円でございます。これにつきましては、管理棟の高圧器具の交換、第2期埋立地の雨水ますの埋め立て修繕、その他プラスチック減容機のオーバーホールなどの修繕を行うものでございます。

それから、下のほうの工事請負費、廃棄物処理場雨水整備工事につきましては、予算工事関連参考資料により、後ほど、副町長より御説明をさせていただきます。

次に、137ページになります。

5款、労働費です。

労働費の総額につきましては3,322万5,000円でございます。

1目労働諸費、1、労働対策事業の補助金の二つ目、びほろものづくりフェスタ補助金30万円につきましては、昨年度より技能士の実演と体験の場として実施されておりますびほろものづくりフェスタに対し、運営費の一部を補助するものでございます。

次に、139ページになります。

6款、農林水産業費でございます。

農林水産業費の総額につきましては5億6,097万4,000円でございます。

この139ページにつきましては、昨年度と大きな変更はございませんので、141ページをお願いしたいと思います。

4目の農業振興費、1、農業振興事業の四つ目、修繕料2,020万円でございますが、これにつきましては、豊幌、登栄地区営農用水の浄水施設ろ過池のろ過材更新を行うものでございます。

一つ飛びまして、業務等委託料、気象情報配信業務委託料436万7,000円でございますが、現在使用の観測機器に一部不具合が生じていることから、5月から新システムに更新を図るものでございます。

補助金の一番下になります。

豆類運搬費用助成事業補助金80万円の計上でございますけれども、これにつきましては、豆類乾燥調製貯蔵施設が美幌から

大空町へ移転したことに伴う新たな運搬費等の負担を行おうとするものでございます。

次に、143ページになります。

6のみらい農業センター管理運営事業の中ほどから下の機械器具75万7,000円でございます。これにつきましては、育苗用の散水装置の購入を図るための予算計上でございます。

次に、145ページをお願いいたします。

3の牧野管理運営事業の修繕料1,127万4,000円の計上でございますが、これにつきましては、監視舎前ののり面の修繕、防雪柵の修繕、発電機の修繕などを行うための予算計上でございます。

次に、6目、農地費でございます。

2の道営土地改良事業、負担金ですが、このページから147ページにかけての道営土地改良事業の負担金につきましては、後ほど、副町長より事業内容等について御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、149ページをお願いしたいと思います。

1目の林業総務費、2、林業推進事業でございます。消耗品費155万5,000円のうち、22万5,000円につきましては、広く木に触れる機会をつくるため、小学校の入学祝いとして、FSC認証材の文房具等を贈呈するための予算22万5,000円を新たに計上させていただいたところでございます。

続きまして、下のほうの補助金になります。

町産材活用促進事業補助金1,740万円、予算額については昨年度と変更ございませんが、コアドライ材の補助単価を立米当たり6万円から立米当たり12万円とし、その分、集成材の使用料が減少しております。予算総額については1,740万円で昨年度と変更はございません。

次に、151ページになります。

3目の町有林管理費、1の町有林造林事業、業務等委託料の二つ目の造林作業委託料2,922万円でございます。伐採跡地の造林の増及び枝打ちの増により予算額が増加となっているところでございます。

それから、四つ下の車両374万8,000円の計上につきましては、自走式の大型草刈り機の購入を図るための予算計上でございます。

次に、155ページになります。

7款、商工費でございます。

商工費の総額につきましては4億6,064万1,000円でございます。

2目、商工業振興費、1、商工業振興推進事業の補助金の二つ目でございます。日本商工会議所青年部北海道ブロック大会美幌大会補助金50万円でございますが、本年10月に開催が予定されております北海道ブロック大会についての補助金を支出するものでございます。

その下の未来を拓く商店街若者応援事業補助金10万8,000円につきましては、連合商店会青年会が行います先進地視察及びフォーラム開催に対し補助をするものでございます。

それから、下の4の新エネルギー導入推進事業21万1,000円につきましては、商工総務費から商工業振興費への組みかえを行ってございます。

次に、157ページになります。

3目の観光費でございます。1の観光振興事業の広告料82万4,000円のうち、73万5,000円につきましては、レストハウスがリニューアルオープンする広告を予定しているところでございます。

それから、負担金の二つ目、美幌町観光まちづくり協議会負担金140万円でございますけれども、これにつきましては、美幌町観光振興革新戦略ビジョンの取り組みを具体化するため、昨年4月に設立されました協議会の運営費の一部を補助しようとするものでございます。

それから、補助金の一つ目の特産品開発支援事業補助金100万円の計上でございます。これも新たに計上するものでございますが、地域資源を活用した特産品開発を支援するため、新規開発に係る経費の一部を補助するものでございます。50万円を限度といたしまして、補助率4分の3で2件分について計上したところでございます。

2の観光施設維持管理事業の修繕料1,298万9,000円につきましては、峠の湯びほろの塩素注入ポンプ、温水給湯等の循環ポンプ等修繕が114万2,000円、バルブ、コントローラー、メーター等の取りかえが115万5,000円、その他施設修繕が79万6,000円と、電動制御弁の取りかえが215万円、床暖房用の温水ポンプ修繕が174万5,000円、チップボイラーの輸送コンベヤー修繕が200万円、その他、一般修繕、緊急用修繕などを含めて1,298万9,000円の計上でございます。

それから、二つ飛びまして、業務等委託料の中の三つ目の源泉改修調査委託料172万8,000円につきましては、源泉の湯温が低下していることからその原因について調査を行うための委託料でございます。

それから、その下の美幌峠・レストハウスパノラマ画像作成委託料21万6,000円につきましては、美幌峠の景色あるいはレストハウスの施設概要をインターネット上でパノラマ画像として閲覧可能とするための委託料でございます。

その下の施設維持管理等委託料の6番目でございます。

交流促進センター維持管理委託料1,300万円につきましては、2月の臨時会で債務負担を設定させていただきました指定管理者に対する委託料でございます。

次に、159ページになります。

一番上の庁用備品103万2,000円につきましては、峠の湯の厨房用のガスフラ

イヤー、食器洗浄機、ガス炊飯器を購入しようとするものでございます。

その下の機械器具167万9,000円につきましても、同じく厨房用として冷蔵庫、冷凍庫、コールドテーブル、製氷機の購入を図ろうとするものでございます。

それから、三つ飛びまして、補償金315万円の計上につきましても、2月の臨時議会で債務負担の設定をさせていただいた新指定管理者前に指定管理者が発行いたしました回数券が使用された場合、その入浴原価を町が負担することといたしまして、過去3年間の平均入浴原価315円の1万枚分の使用を見込みました予算計上でございます。

次に、161ページになります。

8款、土木費でございます。

土木費の総額につきましては11億6,678万1,000円でございます。

2項道路橋梁費の2目道路橋梁維持費でございますが、163ページになります。

161ページは昨年と大きな変更はございませんので、163ページの2の道路橋梁補修事業でございます。

実施設計等委託料の二つ目でございます。道路照明・標識調査業務委託料800万円の計上でございますけれども、これにつきましては、道路標識58基、視線誘導標識54基の計112基についての点検をするための委託料でございます。

その下の工事請負費、大正橋補修工事の工事内容につきましては、後ほど、副町長より御説明をさせていただきたいと思えます。

3の除雪対策事業、総額で1億2,367万5,000円でございますけれども、これにつきましては、一斉除雪6回分及び排雪等に係る予算を計上させていただきましたところでございます。

次に、165ページになります。

5の堤内排水対策事業の業務等委託料の一番上でございます。各樋門排水ポンプ設

置等委託料776万円につきましては、12の樋門及び開発ポンプ車それぞれ2日間、2回分の予算計上でございます。

一つ飛びまして、堤防ホースブリッジ作成委託料180万円でございますが、これにつきましては、旧瑞治樋門、大西樋門、鍋島樋門の3カ所のホースブリッジの作成に係る委託料でございます。

それから、その下の樋門用資機材保管庫設置委託料1,080万8,000円の計上でございます。後ほど出てきますけれども、本年は発電機8台を購入することとしてございます。これとあわせて、樋門用資機材を含めその保管庫を設置するための委託料でございます。

それから、工事請負費の樋門電気設備工事210万円につきましては、旧瑞治樋門の常設電気の設備に対する工事を行おうとするものでございます。

それから、その下の機械器具4,215万2,000円につきましては、日の出地区樋門の常設ポンプ6台分と、従来はリースにより対応を図っておりました発電機8台について購入を図ろうとするものでございます。

15節の工事請負費につきましては、副町長より、予算工事関係参考資料に基づき、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

次に、167ページになります。

4項の都市計画費、2目、公園維持費でございます。1の公園維持管理事業の中の修繕料3,000万円の予算計上でございますけれども、これにつきましては、せせらぎ公園内の通路、階段の修繕、これは3カ年の計画の初年度となりますが、階段の修繕950万円を計上したところでございます。また、旧美幌中学校のグラウンドにソフトボール場2面を移設するため、1,200万円などの予算計上でございます。

続きまして、業務等委託料でございます。

あおやま南公園・せせらぎ公園樹木剪定業務委託料100万円の計上でございますけれども、あおやま南公園につきましては入り口付近の樹木剪定を、それから、せせらぎ公園につきましては、右岸についての剪定を行うための委託料でございます。

その下の柏ヶ丘公園樹木伐採業務委託料226万8,000円につきましては、柏ヶ丘公園の野崎側の樹木の伐採を行うための委託料として226万8,000円を計上したところでございます。

その下の公園遊具点検業務委託料100万円の計上につきましては、22の公園の117の遊具に対し点検を行うための委託料の計上でございます。

それから、実施設計等委託料の公園施設更新実施設計委託料400万円の計上でございますけれども、平成29年度に予定しておりましたみとみ公園に係る設計が交付金の関係で実施できなかったことから、本年度に実施をしようとするものでございます。

その下の工事請負費、公園施設更新工事につきましては、後ほど、副町長より御説明をさせていただきます。

次に、169ページになります。

3目の公共下水道費、1、公共下水道繰出事業の公共下水道特別会計繰出金3億2,294万2,000円につきましては、雨水処理に係る経費、汚水処理に係る経費、地方債の償還金、水洗便所普及費のほか、基準外の繰り出しを行うための予算計上でございます。

5項、住宅費、1目、住宅総務費でございます。補助金の住宅リフォーム促進補助金4,719万円につきましては、昨年同様に130件分について予算の計上をさせていただいたところでございます。

次に、173ページになります。

9款、消防費につきましては、各会計予算参考資料により、後ほど、副町長より御説明を申し上げます。

それでは、次に、175ページをお願いしたいと思います。

10款、教育費でございます。

教育費の総額につきましては14億215万9,000円でございます。

1項、教育総務費、3目、教育振興費の教育振興事業の補助金、美幌高等学校農業科間口対策補助金120万円につきましては、農業科に町外から入学する生徒に対しまして、10万円を就学助成として補助しようとするものでございます。

その下の美幌高等学校教育支援事業補助金317万3,000円につきましては、美幌高校寄宿舎報徳寮に対します運営補助金として253万7,000円を、また、生徒確保及び間口対策のPR活動に対する補助として63万6,000円のトータル317万3,000円について補助をしようとするものでございます。

次に、177ページは、昨年度と大きな変更点はございませんので、179ページをお願いしたいと思います。

2項、小学校費、1目、学校管理費でございます。1の小学校管理事業の中の下から三つ目の修繕料1,209万8,000円につきましては、まず、美幌小学校については、プレイルームの床の修繕、黒板の修繕、あるいは遊具などの修繕を行おうとするものでございます。

東陽小学校につきましては、プールの上屋の取りかえ、パソコン教室の床の修繕、黒板あるいは遊具などの修繕を行おうとするものでございます。

旭小学校につきましては、プールの上屋の取りかえ、それから、給湯器用の煙突の改修、電気暖房の監視装置の修繕などを行おうとするものでございます。

次に、181ページになります。

一番上の業務等委託料の二つ目、暗幕作成委託料39万7,000円につきましては、今まで設置されていなかったため、旭小学校の理科室に暗幕の設置を行うもので

ございます。

それから、中ほどの使用料224万1,000円でございますけれども、このうち、83万円につきましては、小学校3校に通知表の作成機能あるいは指導要録、成績処理機能などの校務支援システムの導入を図るための予算でございます。これにより、子供たちの育ちを教職員全体で見守り、きめ細かな指導の充実を図ろうとするためのシステム使用料でございます。

続きまして、2目、教育振興費、1、小学校教材整備事業、183ページになります。

修繕料280万円につきましては、無線LANが整備をされていない美幌小学校、東陽小学校に整備を図るための予算計上でございます。

庁用備品1,199万1,000円につきましては、東陽小学校の教育用パソコン37台の更新と各小学校教員用のタブレットの整備を図るための予算計上でございます。

続きまして、3目の特別支援学級費、1の小学校特別支援学級管理事業の庁用備品264万6,000円につきましては、美幌小学校、東陽小学校において、特別支援学級の教室の間仕切りを行うためのパネル等の購入費でございます。

2の小学校特別支援学級振興事業の社会保険料等、それから人夫賃等、健康診断委託料につきましては、介助員を13名から16名へと3名ふやしたことによる増額となっているところでございます。

次に、185ページになります。

3項、中学校費、1目、学校管理費でございます。1の中学校管理事業の修繕料643万1,000円につきましては、美幌中学校の地下タンク内のライニング施工を行うもの、また、美幌中学校校舎の網戸の設置などを行うための修繕料でございます。

それから、使用料137万1,000円のうち、55万3,000円につきましては、

小学校と同様に中学校にも校務支援システムを導入することによります使用料で、増額となっているところでございます。

次に、187ページになります。

2目の教育振興費でございます。

1の中学校教材整備事業の中の庁用備品61万2,000円につきましては、各中学校に冷凍・冷蔵庫及び教員用のタブレットの購入を行うための経費でございます。

その下の機械器具222万9,000円につきましては、美幌中学校にピンスポットライト及び大型テレビの購入を図るための予算計上でございます。

その下の教育備品248万2,000円につきましては、各学校の理科教材の整備を図るための予算計上でございます。

次に、189ページになります。

189ページは、昨年と大きな変更点はないので、191ページになります。

2目の社会教育振興費の5の芸術文化振興事業の負担金です。二つ目の芸術文化鑑賞事業負担金524万円のうち、100万円につきましては、町民会館オープン記念事業として新たに計上させていただいたのでございます。

次に、3目の社会教育施設費でございます。1の町民会館等管理運営事業、トータルで3億538万6,000円の予算計上でございますが、これにつきましては、9月にオープンを予定しております町民会館の維持管理経費7カ月分を新たに計上させていただいております。

また、6番目の消耗品費でございます。599万3,000円のうち、町民会館に係る消耗品については437万9,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、193ページになります。

一番上の修繕料492万7,000円につきましては、びほーるの舞台つり物装置の移設及び舞台のサスペンション回路切りか

えボックスの修繕などを行うための予算計上でございます。

それから、業務等委託料の二つ目の町民会館改築工事監理業務委託料328万3,000円につきましては、債務負担行為に基づきます平成30年度分の委託料の計上でございます。

二つ飛びまして、施設維持管理等委託料の四つ目の清掃業務委託料873万円の計上でございますけれども、町民会館のオープンに伴い、9月以降7カ月分、約440万円について増額となっているところでございます。

それから、一番下のエレベーター保守点検委託料71万3,000円につきましては、オープンする町民会館に設置いたしますエレベーター2基の点検委託料でございます。

それから、工事請負費、町民会館の建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の三つの工事費の計上につきましては、債務負担行為に基づきます平成30年度施工分の予算計上でございます。

その下の町民会館改築外構工事につきましては、後ほど、副町長より御説明をさせていただきます。

その下三つ、ペレットストーブ設置工事、機械警備警報システム設置工事、電話回線設置工事の三つの工事につきましては、町民会館改築に伴う工事費の計上でございます。

一つ飛びまして、庁用備品4,742万2,000円のうち、4,703万8,000円は、町民会館改築に伴う備品購入費の予算計上をさせていただいております。

また、その下の機械器具につきましては、986万5,000円は町民会館改築に伴います機械器具の購入費でございます。

次に、195ページになります。

195ページ及び197ページは、大きな変更がないので、次に、199ページをお願いいたします。

6目の博物館費でございます。

1、博物館運営事業の工事請負費でございます。博物館空調機械室陸屋根防水改修工事201万9,000円につきましては、現在、雨漏りが発生していることから、改修を図ろうとするものでございます。

次に、201ページになります。

2の博物館活動推進事業901万4,000円の計上につきましては、アイヌ文化に関する特別展、あるいは、絵画の企画展などに係る経費について計上させていただいたところでございます。

それから、7目の文化財保護費、1の文化財保護事業1,561万3,000円につきましては、道営畑総事業に伴います調査費などに係る経費についての予算計上をさせていただいたところでございます。

次に、203ページになります。

5項、保健体育費、1目、保健体育総務費、1のスポーツ推進事業の補助金でございます。三つ目のスポーツ団体合宿事業補助金282万6,000円でございます。昨年も来ておりますが、防衛大学校のラグビー部が本町合宿を今年度も実施するという事で、予算については増額となっております。

なお、防衛大学につきましては、100人程度で14日間を予定していると聞いております。

二つ飛びまして、美幌スケート協会設立50周年記念誌作成補助金につきましては、300冊分の作成をするための38万円の補助金の支出となります。

次に、205ページになります。

2目の体育施設費でございます。1、屋内体育施設維持管理事業の業務等委託料でございます。二つ目のスポーツセンター備品等撤去・設置業務委託料64万2,000円につきましては、スポーツセンターの耐震工事に伴いますバスケットゴール及び肖像画などの撤去、設置の委託料でございます。

その下のスポーツセンター耐震補強工事監理業務委託料1,597万4,000円につきましては、耐震補強工事に係る監理業務委託料としての予算計上でございます。

その下の遮光カーテン作製委託料176万8,000円につきましては、スポーツセンター耐震工事に伴いまして、改修にあわせて遮光カーテンの更新を図ろうとするものでございます。

それから、下のほうになりますが、工事請負費のスポーツセンター耐震補強工事2億6,572万4,000円につきましては、耐震基準を満たしていないことから、耐震補強工事を行い、あわせて内装及び照明設備等の改修を行うための工事の予算でございます。

一つ飛びまして、庁用備品264万9,000円につきましては、スポーツセンターの耐震工事にあわせて、テーブル、椅子あるいはデジタル時計を購入するもの、あわせて、トレーニングセンターの暖房3基の更新を図ろうとするものでございます。

その下の機械器具289万5,000円につきましては、スポーツセンターの耐震工事にあわせて、放送設備の更新を行うための予算計上でございます。

教育備品135万9,000円につきましては、トレーニングセンターのトレーニング機器2台の購入を図ろうとするものでございます。

次に、207ページになります。

2の屋外体育施設維持管理事業の五つ目、消耗品費330万1,000円のうち、12万9,000円につきましては、新たに設置をしますソフトボール場のベースなどを購入するための予算措置をさせていただいたところでございます。

それから、業務等委託料、スキー場ブローポンプ取付委託料49万2,000円でございますけれども、降雪作業用貯水池の凍結防止ブローポンプの修繕、取りつけ



を行うための委託料でございます。

それから、下から四つ目の庁用備品でございます。16万4,000円につきましては、新たにソフトボール場を設置する箇所に収納庫を購入するための備品購入費でございます。

その下の機械器具259万2,000円につきましては、あさひ多目的広場用のスポーツトラクター1台の更新を図ろうとするものでございます。

その下の車両64万円につきましては、リリー山スキー場の4輪バギー、中古ではございますけれども、四輪バギー1台の購入を図るための予算計上でございます。

次に、209ページになります。

3の体育施設整備事業、業務等委託料の屋内多目的運動場建設工事基本設計業務委託料595万7,000円につきましては、平成29年度に設定しております債務負担行為に基づく平成30年度分の業務分として計上したところでございます。

その下の車両118万5,000円につきましては、クロスカントリーコース用のスノーモービル1台の購入を図るための予算計上でございます。

3目の学校給食センター費でございます。1の学校給食運営事業の賄材料費7,900万6,000円のうち、74万8,000円につきましては、地元食材を使ったパスタ2回分とあんパン2回分の材料費として計上をしたところでございます。

2の学校給食センター維持管理事業の修繕料264万7,000円につきましては、調理室の蛍光灯の修繕、それから、施設内空調管理制御盤の修繕を行おうとするものでございます。

次に、213ページをお願いいたします。

11款、公債費でございます。公債費の総額につきましては10億9,264万2,000円でございます。

1目、元金でございますけれども、町債

元金償還金として10億2,079万2,000円を計上したところでございます。

なお、公債費の残高につきましては、平成29年度末で92億5,200万9,000円で、新年度の借入額が12億2,123万円、償還額が、今、御説明申し上げました10億2,079万2,000円でございますので、平成30年度末の残高については94億5,244万7,000円となる見込みでございます。

2目、利子でございます。町債利子償還金として7,121万4,000円を、一時借入金利子として50万円を計上したところでございます。

3目の公債諸費につきましては、登録債支払事務、手数料として13万6,000円を計上したところでございます。

次に、215ページになります。

12款、職員給与費の総額につきましては13億1,966万1,000円でございます。1目、職員給与費の中の特別職給につきましては、町長、副町長、教育長の給与で、その下の一般職給につきましては、職員166名分の給与の措置をしたところでございます。

次に、217ページになります。

13款、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上したところでございます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は13時15分といたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

副町長。

○副町長（平井雄二君） それでは、私から、主要事業について御説明をさせていた

できます。

平成30年度各会計予算参考資料の59ページをお開きいただきたいと思います。

4、道営土地改良事業計画概要であります。

まず、一つ目の畑地帯土地改良事業であります。まず、美幌豊栄地区は、区域が野崎、美富、豊幌、登栄、駒生の一部で、平成24年度から平成32年度までの継続事業で、事業内容はJAが行う畑等の整備でございます。今年度は、区画整理、暗渠排水、客土、除礫の面整備事業を行うもので、平成30年度事業費は1億1,800万円となっております。

次に、二つ目の美幌昭美地区は、区域は昭野、美和、栄森の一部で、平成24年度から平成31年度までの継続事業で、事業内容は先ほどと同じ面整備事業であります。事業費につきましては1億530万円となっております。

次に、三つ目の稲都福梅地区でございます。区域は、稲美、都橋、福住、豊富、古梅で、平成27年度から平成32年度までの継続事業で、事業内容は農道整備と面整備であります。今年度は、農道、区画整理、暗渠排水、客土、除礫を行うもので、平成30年度事業費は2億5,380万円となっております。

また、農業経営高度化事業、いわゆる通年施工につきましては、本年度は該当ありません。

次に、四つ目の豊高第2地区でございます。区域は豊岡、高野で、平成29年度から平成33年度までの継続事業であります。今年度は、区画整理、暗渠排水、客土を行うもので、平成30年度事業費は1億8,900万円となっております。

最後に、五つ目の端野下右岸第2地区でございます。北見市が実施する畑地帯土地改良事業であり、北見市端野町緋牛内から本町の高野、豊岡にかけて隣接して所有している農地について一帯で実施するもの

で、平成27年度から平成32年度までの継続事業であります。今年度につきましては、美幌町分の施工はありません。

次に、二つ目の草地畜産基盤整備事業であります。

美幌日並地区は、区域は日並で、事業期間は平成29年度から平成33年度であり、JAびほろ所有の日並牧場の基盤整備の継続事業でございます。今年度は、草地整備、道路、隔障物を行うもので、平成30年度の事業費は6,400万円となりますが、土地改良事業上、申請及び法手続につきましては美幌町が行うものであります。全額、受益者JA負担であり、補助金の歳入歳出、トンネル補助予算となっております。

平成30年度畑地帯の事業費は6億6,610万円となり、草地畜産基盤整備事業の事業費は6,400万円となります。

財源内訳につきましては、畑地帯事業の負担割合は、国が55%、道が28%、地元負担が17%で、地元負担のうち、農家負担が7.5%、残りを道のパワーアップ事業と町で4.75%ずつ負担をするもので、平成27年度から農業経営高度化促進事業を実施しており、国の補助金を活用することにより道及び町の負担を一部軽減し、町の負担総額は6億6,610万円のうち、約4.6%の3,078万5,000円を予定しております。

また、草地畜産基盤事業の負担割合は、国が50%、道が25%、地元負担が25%となりますが、町負担についてはございません。

次に、同じく参考資料の78ページをお開きいただきたいと思います。

9、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金の内訳であります。

まず、津別町との負担割合でございますが、総務部門の議会費、監査委員費、予備費が50%ずつ、総務部門の一般管理費と衛生部門の火葬場経常費が美幌町が80.2

1%、津別町が19.79%で、昨年と同じ負担割合となっています。

次に、消防ですが、通信指令施設管理費とデジタル無線施設整備事業に係る公債費が昨年同様に50%ずつ、消防本部費及び通信指令業務運営費は、美幌町が73.05%、津別町が26.95%で、昨年に比べ美幌町の負担割合が0.23%増加しております。

また、美幌消防費、車両等整備に係る公債費につきましては、美幌町が100%の負担でございます。

新年度、広域事務組合の予算合計は、一番下の左の欄の6億4,046万9,000円で、予算合計のうち、美幌町の負担につきましては右下の欄に記載の5億1,318万3,000円で、対前年比6.0%の増となっております。

次に、組合の主な事業でございますが、昭和55年に整備しました小型動力ポンプつき水槽車を水槽つき消防ポンプ自動車Ⅱ型への更新整備と、消防庁舎改築基本設計・実施設計業務委託、また、消防団員の資質の向上を図るため、北海道消防操法訓練大会への出場、さらに、火葬場施設の維持管理・修繕等がございます。

なお、引き続き、防火意識の向上と自主防災組織の育成、職・団員の訓練、指導に力を入れ、災害に強いまちづくりに努めるとともに、消防体制、救急体制の精度を上げ、住民の安全安心に万全を期してまいりたいと思います。

また、火葬場の運営であります。利用者のサービス向上とより効率的な管理運営になお一層取り組んでまいりたいと思います。

予算参考資料については以上でございます。

次に、予算工事関係参考資料をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

住民活動推進事業、東町集会室改築工事でございます。

東町集会室につきましては、昭和50年に北見林務署施設として建築され、平成5年に町に払い下げを受けた建物であり、老朽化が著しいことなどから、このたび改築を行うものであります。

建築概要は、建築面積172.85平方メートル、延べ床面積149.05平方メートル、構造は木造平家建てで、工事費は4,489万6,000円です。また、完成後、既存集会室及び物置の解体除却を行い、駐車場として敷地を整備する予算としましては、547万6,000円を計上しております。

財源につきましては、過疎債、充当率100%、そのうち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備をする予定でございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

ごみ処分場維持管理事業、廃棄物処理場雨水整備工事でございます。

場所は、登栄3番地の1で、第3期埋立地の雨水、処理水、地下水を排水している地下雨水排水管が土砂の堆積により支障を来していることから、不具合が生じ、それを解消するために平成30年度から2カ年の予定で整備を行うものであります。

新年度の工事内容は、図面左側の現在使用している第3期埋立地と図面中央部の第2期埋立地の間に盛り土と表示しております箇所、約8,000立方メートルの盛り土を行い、第1期埋立地と第2期埋立地に新設側溝613メートルを設置して、第3期埋立地からの雨水を自然流下により放流するもので、工事費は4,962万6,000円であります。

続いて、3ページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁補修事業でございます。

まず、地図番号①、第770号道路は、

平成26年度から実施しております大正橋の橋梁補修工事で、平成30年度は、1から3径間及び7径間の橋梁上部のひび割れ補修、支承塗装、橋台、橋脚の断面修復を予定しております。工事費は2,477万7,000円を計上しております。

今回の工事は、橋梁車道部より下部での工事となりますので、片側交通規制により実施する予定であります。

なお、この財源につきましては、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率10分の6、補助残は過疎債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を行う予定です。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思っております。

道路整備事業であります。

まず、地図番号①、第107号道路は、平成29年度からの継続路線で、大通北2丁目の国道から東1条北2丁目、こうりん様、手前交差点までの車道幅員6.0メートル、延長175メートルの舗装補修、排水補修を予定しております。

次に、②、第14号道路は、大通南5丁目、国道240号交差点から旧給食センター前の車道幅員5.5メートル、延長175メートルの舗装補修を予定しております。

次に、③、第30号道路、これは排水ですが、田中、北日本化成美幌養豚場様から国道334号交差点約120メートル手前までの延長415メートルの道路排水補修を予定しております。この3路線を合わせまして3,000万円の工事費を計上しているところでございます。

次に、④、第123号道路は、平成29年度からの継続路線で、美園地区の横山様宅から永沢様宅までの車道幅員5.5メートル、歩道幅員2.5メートル、延長180メートルの改良舗装を予定しております。工事費は4,086万円を計上しております。

次に、⑤、第30号道路の改良舗装であ

りますが、これは、田中、国道334号交差点から村上様圃場までの車道幅員6.0メートルから8.0メートル、延長383メートルの改良舗装を予定しております。工事費は4,999万4,000円を計上しております。

次に、⑥、第8号道路、これは歩道整備ですが、東町1丁目の美幌北炭様から三橋南のダイソー様までの片側の歩道改良で、歩道幅員3.0メートル、延長365メートルの改良舗装を予定しております。工事費は2,000万円を計上しております。

この6本の路線は、いずれも過疎債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、5ページをお開きいただきたいと思っております。

道路改築事業であります。

図面中央の①、第262号道路は、平成28年度から改良と舗装を年次計画で実施しているもので、今年度は、東1条南2丁目の石原時計店様から、東1条南1丁目、国道243号交差点の手前までの車道幅員8.5メートル、歩道幅員2.5メートル、延長214メートルの改良舗装を予定しております。工事費は6,452万5,000円を計上しております。

この整備は、国庫補助金としての社会資本整備総合交付金、補助率10分の6、補助残は過疎債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思っております。

公園維持管理事業であります。

昭和55年に設置後、既に37年が経過しております図面中央部に塗り潰しで表示している逆三角形のひがしまち公園の複合遊具と砂場を撤去し、複合遊具の更新を行うものであります。工事費につきましては1,636万円を計上しております。

この整備につきましても、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率10分の5、補助残は公共事業債、充当率90%のうち、後年度元利償還金の50%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しているところであります。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思ひます。

町民会館等管理運営事業の町民会館改築外構工事であります。

平成28年度から実施しております町民会館改築工事の完了に合わせて外構工事を行う予定であります。図面左側の町道2号が栄通で、図面下側の町道101号が役場前の通りとなります。工事概要でありますが、主に駐車場造成工事や自転車ラック設置工事などを予定しております。工事費は1,583万3,000円を計上しております。

駐車場でありますけれども、改築前の一般用111台と身障者用2台の合計113台から、造成工事によりまして、一般用が7台ふえまして118台と身障者用が1台ふえまして3台の合計8台がふえまして、121台に増加する予定であります。

以上、主要事業について私から御説明を申し上げました。どうぞよろしくお願ひをいたします。

**○総務部長（広島 学君）** それでは、引き続き、歳入について御説明をさせていただきますので、予算書の20ページ、21ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款、町税につきましては、前年度から2,687万1,000円の減、総額で21億7,880万1,000円を見込んでおります。率にいたしまして1.2%の減となります。

個人町民税につきましては、給与所得について前年並みを期待できることから、8億4,161万5,000円、460万8,000円の増を見込み、法人町民税につきましては、建設業の法人税割が伸びているこ

とから1億3,220万5,000円、100万9,000円の増を見込んでいるところでございます。

2項の固定資産税につきましては、3年に一度の評価がえにより、土地の路線価及び家屋の課税標準額の引き下げにより8億4,455万2,000円、2,025万円の減を見込んだところでございます。

4項の町たばこ税につきましては、売り上げ本数が減少傾向にあることから、1億7,135万3,000円、1,142万2,000円の減を見込んでいるところでございます。

次に、23ページになります。

2款の地方譲与税につきましては、総額で1億5,238万7,000円、1,654万1,000円の増を見込んだところでございます。中でも自動車重量譲与税が本年度は1億1,086万4,000円ということで、前年より1,710万2,000円の増を見込んで予算計上したところでございます。

次に、25ページの3款、利子割交付金でございますけれども、道民税の利子割の99%について、その5分の3相当額が市町村の個人道民税で案分され交付されるものでございますけれども、本年度につきましては、昨年度より137万1,000円増の447万円で計上したところでございます。

次に、4款、配当割交付金でございます。本年度につきましては324万4,000円を計上したところでございます。

次に、29ページの5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。本年度408万2,000円ということで、前年度から比べて262万1,000円の減で予算計上をしたものでございます。

次に、31ページでございます。

6款の地方消費税交付金でございます。これにつきましては、平成29年度の決算見込み、そして、地方財政計画を勘案いた

しまして3,403万1,000円増の3億9,910万5,000円を計上したところでございます。

消費税につきましては、平成26年4月より地方消費税とあわせた税率が5%から8%へ引き上げになっておりますが、引き上げ分の地方消費税交付金については、その全額を社会保障経費に充てることとなっております。予算の参考資料の79ページにその用途について明示をしておりますので、後ほど参考にしていただければと思います。

次に、33ページでございます。

7款の自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税額の95%の10分の7相当額が道路延長及び面積に応じて交付されるものでございますけれども、本年度は1,160万2,000円の増を見込んで、4,106万3,000円を予算計上したところでございます。

次に、8款、国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。この交付金につきましては、33万6,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、37ページになります。

9款の地方特例交付金につきましては、前年度より67万5,000円の増を見込んだ720万5,000円を予算計上したところでございます。

続きまして、10款、地方交付税でございます。地方交付税につきましては、前年度から3,000万円の増、38億5,000万円を計上したところでございます。

地方交付税は、地方公共団体が全国等しく行政サービスを提供できるように、財源調整及び財源保障の観点から一定のルールに基づいて国から交付される財源で、本町の歳入全体の約4割を占めてございます。

地方交付税の総額については、平成29年度の地方財政計画の水準を下回ることがないように、また、地方財政の運営に支障がないよう、適切な財源措置を講じる旨、国

は基本的な考え方を示しているところでございます。

平成30年度の地方財政計画におきましては、出口ベースで16兆85億円が計上されて、前年度とほぼ同水準の総額が確保された状況でございます。今年度につきましては、地方財政計画の見通しを勘案の上、本町に交付されます地方交付税を推計した結果、過疎債の元金償還金が始まる要因もありまして、前年度比3,000万円の増で、38億5,000万円の予算の計上を行ったところでございます。

次に、41ページになります。

11款、交通安全対策特別交付金でございます。前年度に比しまして24万7,000円の減額で316万9,000円の予算計上を行ったところでございます。

次に、43ページでございます。

12款の分担金及び負担金でございます。総額で9,521万5,000円でございます。主な増減理由でございますけれども、農業費の分担金のうち、豊高第2地区と美幌日並地区の2地区が改良工事に着手することから、それぞれの分担金が増となっているところでございます。

続きまして、45ページです。

13款の使用料及び手数料でございます。総額につきましては2億6,971万7,000円で、501万6,000円の減を見込んだところでございます。減の主な理由といたしまして、農林水産業使用料、農業使用料の牧場使用料について、過去の実績に基づいた受け入れ頭数として、前年度から219万7,000円の減と見込んだところでございます。あわせて、教育使用料のスポーツセンター使用料として、スポーツセンターの耐震改修工事に係る使用料の減として、前年度から150万円の減を見込んだところでございます。

続きまして、47ページの2項の手数料でございます。

この中で、戸籍住民基本台帳手数料が前

年度の交付実績見込みの減によりまして、前年度から98万9,000円の減額でございます。また、清掃手数料、し尿処理手数料、ごみ処理手数料について、前年度の見込み数の減によりまして、前年度から130万2,000円の減額ということで、トータルとして、手数料268万6,000円の減の8,191万2,000円を見込んだところでございます。

続きまして、49ページ、14款の国庫支出金でございます。総額で9億4,387万9,000円、前年度と比較をしまして1億542万1,000円の増となったところでございます。

本年度に追加となっている主な項目といたしましては、児童福祉費補助金の認定こども園施設整備交付金1億1,477万1,000円がでございます。それから、保育所等整備交付金5,923万1,000円につきましては、藤幼稚園の整備に伴う交付金になります。

また、6目の教育費国庫補助金の教育総務費補助金の公衆無線LAN環境整備補助金186万6,000円につきましては、美幌小学校、東陽小学校の無線LAN整備に係る補助金でございます。

その下の2節の小学校費補助金、理科教育設備整備費等補助金130万7,000円、3節の中学校費補助金、同じく理科教育設備整備費等補助金142万9,000円につきましては、小学校、中学校の理科、算数の振興教材の整備に係る補助金でございます。

次に、51ページの委託金につきましては、昨年度と大きな変更点はございません。

次に、53ページ、15款、道支出金でございますが、総額につきましては7億3,732万3,000円、前年度から2,100万6,000円の増となります。

増の内容としましては、道負担金の2節、児童福祉費負担金のうち、子どものた

めの教育・保育給付費負担金6,106万7,000円については、大谷幼稚園が新制度への移行に伴い、前年度から2,276万3,000円の増となります。

また、同じく、児童福祉費補助金のうち、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金142万4,000円につきましては、平成29年度より設定された補助金で、美幌保育園、東陽保育園の多子世帯の保育料軽減に係る道補助金となります。

その他、道支出金につきましては、55ページの総務費委託金のうち、選挙費委託金の知事及び道議会議員選挙費委託金を除いては大きな変更はございません。

続きまして、59ページをお願いいたします。

16款の財産収入でございます。総額として3,636万4,000円、前年度比で527万4,000円の減と見込みましたけれども、この大きな減額の要因としては、立木売払収入が前年度から375万1,000円の減となったことから、トータルとして527万4,000円の減で見込んだところでございます。

次に、61ページになります。

17款の寄附金でございます。総額で2,500万8,000円、前年度比500万円の減となりますが、これにつきましては、ふるさと寄附金を前年度は3,000万円と見込んだところでございますけれども、本年度は前年度等の実績を踏まえ、500万円減の2,500万円で予算計上したことから、この分の500万円の減という形になったところでございます。

次に、63ページでございます。

18款の繰入金でございます。繰入金につきましては、各事業費の財源に充てるため、それぞれの基金から繰り入れを行うもので、総額として4億2,234万6,000円で計上したところでございます。

まず、1目の財政調整基金繰入金につきましては、予算編成におきまして収支不足

が生じたことから、その財源として1億48万2,000円を繰り入れるものでございます。

それから、3目の公共施設整備基金繰入金につきましては、道路及び公園など公共施設の整備に充てるための繰り入れでございます。

平成30年度につきましては、消防庁舎の改築に伴います基本設計による負担金の増、廃棄物処理場雨水整備工事、ソフトボール場移設補償等により、公共施設整備基金繰入金が前年度に比べて大きく伸びたところでございます。

次に、5目、ふるさとづくり基金繰入金につきましては、国際交流事業、まちづくり活動奨励事業、スポーツ振興事業のほか、ふるさと寄附金の寄附目的に合わせた繰り入れを行おうとするものでございます。

10目、屋内多目的運動場整備基金繰入金につきましては、建設工事基本設計業務委託料に係る繰り入れを行うものでございます。

11目の役場庁舎改築基金繰入金につきましては、庁舎建設設計業務委託料に係る繰り入れを行おうとするものでございます。

最後の12目の田子高齢者生活活動支援及び青少年スポーツ振興基金繰入金につきましては、介護従事者資格取得支援事業補助金に係る繰り入れを行うものでございます。

なお、予算説明資料の267ページの「各基金等残高調」が昨日の追加補正の議決をいただいたことによりまして変更となっておりますので、本日、お手元に配付させていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

次に、65ページでございます。

19款の繰越金につきましては、平成29年度と同額の1,000万円の予算計上を行ったところでございます。

次に、67ページ、20款、諸収入でございますが、これにつきましては、これまでの各費目に該当しない収入を計上するもので、総額として5億734万2,000円と見込んだところでございます。

69ページの5目、雑入でございますけれども、大きな変更点はございませんが、昨年と比べまして、再生可能エネルギー補助金が2,900万円、防犯灯のLED化調査事業補助金800万円などから、6,275万2,000円の減となったところでございます。

次に、73ページ、21款、町債でございます。総額で12億2,123万円を見込んだところでございます。前年度から3億9,716万9,000円の減となりますが、詳細につきましては、第3表の地方債で御説明をさせていただきましたので、省略させていただきたいと思います。

以上、平成30年度の一般会計予算につきまして御説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は14時5分といたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の232ページをお開き願います。

議案第51号平成30年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

平成30年度予算につきましては、制度改正によりまして都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに保険者となります。このことに伴い、北海道に国民健



康保険事業費納付金を納付し、保険給付に必要な費用の全額の交付を受けることから、予算科目の新設、廃止等により、前年度と比較し予算額が大きく変動しておりますが、給付及び保健事業の内容につきましては大きな変更はございません。

それでは、別冊の予算書の281ページをお開き願います。

平成30年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億7,560万4,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

310、311ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の8,555万円の主なものとしては、職員9名分の人件費及びレセプト点検などの臨時職員2名の賃金と電算システム等の事務費でございます。

2目、連合会負担金は、都道府県単位化に伴う国保事業状況報告、国保情報集約管理提携業務システムに対する負担金の増により、前年度対比108万1,000円増の237万9,000円でございます。

一番下の2項、徴税費、193万円につきましては、次の312、313ページをお開き願います。

国民健康保険税の賦課徴収に係る経費等でございます。

3項、運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会委員報酬であります。

4項、趣旨普及費48万9,000円の主なものは、国保制度改正周知用及びジェネリック使用啓発用パンフレットであります。

314、315ページをお開き願いま

す。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費につきましては、過去の受診件数、療養給付費の実績を推計いたしまして、15億1,160万4,000円を見込んでおります。

その下の2目、退職被保険者等療養給付費につきましては、60歳以上65歳未満の厚生年金などの老齢年金受給者の給付費で、平成26年度に制度廃止となっておりますが、既に参加していた者の65歳までの給付費であります。加入者の減、過去の療養給付費の実績を推計し、前年度対比2,633万8,000円減の2,280万円を見込んでおります。

3目、一般被保険者療養費1,004万1,000円、4目、退職被保険者等療養費35万3,000円につきましても、過去の受診件数、療養費の実績を推計し見込んでおります。

5目、審査支払手数料につきましては、療養給付費、療養費の審査支払い事務に要する経費でございます。

2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費2億2,509万7,000円ありますが、過去の実績を推計し、高額医療に係る医療費の増加を見込みまして、前年度対比454万4,000円の増額となっております。

次に、316、317ページをお開き願います。

2目、退職被保険者等高額療養費424万9,000円につきましては、加入者の減、過去の実績を勘案しまして、対前年度比811万7,000円の減額を見込んでおります。

3目、一般被保険者高額合算療養費、4目、退職被保険者等高額合算療養費につきましては、同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方の負担があり、合算した年間の負担額が規定の自己負担額を超えた場合の経費であります。

3項、移送費につきましては、移動が困難な被保険者が医師の指示により緊急的な必要性がある場合に要する経費であります。

4項、出産育児諸費は、過去の実績により、前年度より9名減の26名分の出産育児一時金を計上しております。

一番下の5項、葬祭諸費につきましては、過去の実績により前年度より5名減の40名分の葬祭費を見込んでおります。

次に、320、321ページをお開き願います。

3款、国民健康保険事業費納付金7億7,159万7,000円につきましては、制度改正に伴い、本町の医療費及び所得水準に基づき、北海道から示された国民健康保険事業費納付金を計上しております。

内訳につきましては、1項、医療給付費で、一般及び退職被保険者等の医療給付費分として5億4,744万1,000円、2項、後期高齢者支援金で、一般及び退職被保険者等の後期高齢者支援金分として1億5,962万4,000円、3項、介護納付金で介護保険納付金分6,453万2,000円でございます。

322、323ページをお開き願います。

4款、共同事業拠出金につきましては、国保連合会が行う年金等受給者一覧表作成に係る負担金でございます。

高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、都道府県単位化に伴う事業の廃止により廃目でございます。

次に、324、325ページをお開き願います。

5款、保健事業費、1項、保健事業費につきましては、生活習慣病予防や保健増進などの健康に関する保健教室や講習会の開催、がん検診、脳ドック検診、個別予防接種等に係る事業費並びに事務費であります。

制度改正に伴い、保健事業費は保険税で担うことから負担区分の見直しを行い、国保会計が負担すべき経費を特別交付金の対象となるがん検診負担金、個別予防接種負担金とし、前年度まで加入割合で国保会計が負担していた脳ドック、エキノコックス症検査、肝炎ウイルス検査及び運動指導業務経費を一般会計の負担としたことから、対前年度比1,572万8,000円の減額となっております。

2項、特定健康診査等事業費につきましては、医療費増大の要因の一つであるメタボリックシンドロームを予防し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、40歳から74歳までを対象に生活改善を指導するための健康診査、保健指導に係る経費でございます。

次の328ページ以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

また、制度改正に伴い、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金が廃款となっております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、290ページ、291ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、国民健康保険税は、総額5億5,556万5,000円で、前年度対比で3,735万1,000円の減額であります。主な要因は、被保険者数の減少及び農業営業所得の減によるものであります。

次に、292、293ページをお開き願います。

2款、道支出金18億3,464万8,000円は、制度改正に伴い、北海道から交付される保険給付費に要する保険給付費等普通交付金17億9,119万5,000円と予防・健康づくりに取り組む保険者に対する保険者努力支援金及び特別調整交付金などの保険給付費等特別交付金4,345万3,000円を計上しております。

制度改正に伴い、北海道からの高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金等は廃目となります。

次に、294ページ、295ページをお開き願います。

3款、財産収入は、国民健康保険基金の利子等でございます。

次に、296ページ、297ページをお開き願います。

4款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金軽減分7,942万4,000円につきましては、保険税の負担能力が低い低所得者等に係る保険税軽減分について、一般会計で収入される北海道負担分4分の3と美幌町負担分4分の1を繰り入れるものであります。

その下の保険基盤安定繰入金支援分4,688万3,000円につきましては、保険税の軽減対象となった低所得者数に応じた平均保険税の一定割合について、一般会計に収入される国負担分2分の1と北海道負担分4分の1と、町負担4分の1を繰り入れるものであります。

その下の事務費等繰入金8,583万円につきましては、国保事業の運営に要する職員9名分の人件費及びレセプト点検などの臨時職員賃金と電算システム等の事務費を繰り入れるものであります。

その下、出産育児一時金等繰入金728万円につきましては、出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものであります。

その下、財政安定化支援事業繰入金1,506万円につきましては、普通交付税措置される国保財政安定化支援分を繰り入れるものであります。

その下、その他一般会計繰入金421万2,000円につきましては、地方単独事業の医療費に係る減額調整分を繰り入れるものであります。

2項、基金繰入金4,343万円につきましては、国民健康保険事業費納付金の収入

不足を補填するために国民健康保険基金より繰り入れるものであります。なお、この繰り入れの結果、平成30年度末の基金残高は1億2,286万6,000円の見込みであります。

298ページ、5款、繰越金以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

また、制度改正に伴い、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金が廃款となっております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案の233ページをお開き願います。

議案第52号平成30年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書351ページをお開き願います。

平成30年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億69万5,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

368、369ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費991万6,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と電算システム等の事務費であります。制度改正に伴い、平成31年度に廃止となる被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する特例措置廃止対応プログラム改修委託料70万2,000円を計上しております。

その他につきましては、前年度と大きく変わりありません。

2項、徴収費32万1,000円につきましては、保険料の徴収に係る経費であります。

370ページ、371ページをお開き願います。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,999万8,000円につきましては、システム機器更新に伴い、事務費負担金が357万9,000円の増、被保険者の増加に伴う保険料の増により保険料等負担金が1,761万4,000円の増となっております。

次の372ページ以降の3款、諸支出金、4款、予備費については、前年度と変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたします。

358、359ページをお開き願います。

2、歳入であります。後期高齢者の医療費等は、患者の自己負担額を除き、約5割を公費負担、約4割を現役世代の医療保険が支援金として負担し、残りの1割を後期高齢者の保険料で賄っております。公費負担の割合は、国が4、北海道が1、美幌町が1の割合であります。

1款、後期高齢者医療保険料1億9,428万1,000円につきましては、被保険者の増及び保険料特例軽減の見直し等により、前年度対比914万5,000円の増額を見込んでおります。

次に、360、361ページをお開き願います。

2款、国庫支出金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金70万2,000円につきましては、保険料の特例措置見直しに伴うプログラム改修費用の全額が補助されるものでございます。

次に、362、363ページをお開き願います。

3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金2,039万3,000

円については、広域連合への事務費負担金と職員1名分の人件費、事務費の繰入金であります。

その下、2目、保険基盤安定繰入金8,486万5,000円につきましては、保険料の低所得者に対する7割、5割、2割の政令本則の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の北海道負担金に美幌町負担分4分の1を加えた繰入金で、前年度対比846万9,000円の増額となります。

364ページの4款、繰越金以降につきましては、前年度と変更はございません。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の234ページでございます。

議案第53号平成30年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

それでは、別冊の予算書の383ページをお開き願います。

平成30年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億946万5,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

408、409ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費3,052万円の主なものについては、職員4名分の人件費と電算システム等の事務費であります。高額医療介護合算サービス費等の見直しに伴い、介護保険制度改正対応プログラム改修委託料272万2,000円を計上しております。その他につきましては、前年度と大きく変わりありません。

その下の2項、徴収費46万6,000円につきましては、介護保険料の賦課徴収に

係る経費であります。

3項、介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の運営に係る経費632万9,000円と、次の410、411ページの介護認定調査に係る臨時職員賃金及び訪問調査委託料の経費1,206万6,000円を計上しております。

412、413ページをお開き願います。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費8億8,634万9,000円につきましては、通所介護、通所リハビリ等の利用日数の減により、前年度より5,220万1,000円の減額でございます。

その下の2目、施設介護サービス給付費5億8,260万5,000円につきましては、居住地特例利用者の増等により、前年度より7,024万2,000円の増額であります。

中段の2項、介護予防サービス等諸費5,529万円につきましては、軽度認定者、要支援1、2が利用する訪問介護及び通所介護について、地域支援事業への移行により、前年度より692万7,000円の減額であります。

一番下の3項、高額介護サービス等費3,788万8,000円につきましては、自己負担の合計額が一定の額を超えた場合の利用者への払い戻しで、実績見込みにより前年度より538万1,000円の増額であります。

414、415ページをお開き願います。

4項、高額医療合算介護サービス等費597万8,000円につきましても、実績見込みにより前年度より133万7,000円の増額であります。

その下の5項、特定入所者介護サービス等費7,725万7,000円につきましては、平成17年10月から施設サービス利用に係る食費、居住費並びに短期入所生活

介護及び短期入所療養介護の利用に関する食費、居住費が保険給付の対象外となったため、低所得者の利用者に対し、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差を給付する制度であります。補足給付の制度改正に伴う低所得対象者の減により、前年度より1,446万6,000円の減額であります。

6項、その他諸費164万8,000円につきましては、実績見込みにより7万8,000円の減額となっております。

416、417ページをお開き願います。

3款、地域支援事業費、1項、介護予防・日常生活支援総合事業、1目、介護予防・生活支援サービス事業費5,105万7,000円につきましては、制度改正に伴い、平成29年4月から予防給付事業として実施していた要支援1、2及び事業対象者が利用する訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメント等の費用で、利用者の意向により前年度より2,803万4,000円の増でございます。

2目、一般介護予防事業費につきましては、生活習慣病の予防、介護予防等に係る経費で、前年度と大きく変わりありません。

2項、包括的支援事業費・任意事業費、1目、包括的支援事業費3,521万5,000円の主なものは、地域包括支援センター運営委託料3,309万6,000円と次の418、419ページの生活支援・介護予防体制整備推進協議体に係る生活支援体制整備事業経費85万4,000円と平成30年度からスタートする認知症初期集中支援チーム委託料99万4,000円であります。

前のページにありました地域包括支援センター委託料につきましては、相談件数の増加に伴い職員数を5名から6名に、5年に一度の地域包括支援センターシステムの更新及びセンター運営に係る経費の増によ

り、前年度より887万4,000円の増でございます。

2目、任意事業費1,654万6,000円につきましては、認知症高齢者見守り事業、非課税世帯への紙おむつ支給事業、成年後見制度利用者支援事業、在宅高齢者配食事業、シルバーハウジング事業等の経費でございます。

次ページ以降の4款、基金積立金、6款、予備費につきましては、前年度から大きな変更はございませんが、422、423ページの5款、諸支出金につきましては、実績見込みにより、過年度における第1号被保険者保険料還付金を20万円増額しております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、390、391ページをお開き願います。

1款、保険料、1目、第1号被保険者介護保険料3億6,779万1,000円につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険料事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業量を見込み、それに伴う第1号被保険者の保険料23%分として普通徴収分、特別徴収分を計上しております。

392、393ページをお開き願います。

2款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、認定審査会負担金313万8,000円は、美幌地域3町介護認定審査会の経費を、高齢者人口及び審査件数等により、津別町23.7%、大空町26.35%、美幌町49.95%に按分し、津別町、大空町からの負担金であります。

2目、利用者負担金につきましては、シルバーハウジング入居者負担金でございます。

394、395ページをお開き願います。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金3億27万5,000

0円につきましては、居宅介護サービス費20%、施設介護サービス費15%の国庫負担分でございます。

その下、2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、高齢者の割合と所得水準の格差を調整するための交付金で、給付費総額の7.51%、1億2,369万1,000円を見込んでおります。

なお、調整交付金の年齢区分につきましては、現行の65歳から74歳と75歳以上の2区分から、65歳から74歳、75歳から84歳、85歳以上の3区分に細分化され、激変緩和措置として3年間は2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせることとなっております。

3項、地域支援事業交付金、1目、介護予防・日常生活支援総合事業交付金801万9,000円につきましては、対象事業費の25%が、2目、包括的支援事業・任意事業交付金1,226万円につきましては、対象事業費の39%が交付されるものでございます。

396、397ページをお開き願います。

4款、支払基金交付金4億5,335万4,000円につきましては、支払基金が負担する27%分の交付金として介護給付費交付金4億4,469万4,000円と地域支援事業交付金866万円であります。

次に、398、399ページをお開き願います。

5款、道支出金、1項、道負担金2億3,500万8,000円につきましては、居宅介護サービス費12.5%、施設介護サービス費17.5%の北海道負担分でございます。

2項、地域支援事業交付金、1目、介護予防・日常生活支援総合事業交付金400万9,000円につきましては、12.5%の北海道負担分でございます。

2目、包括的支援事業・任意事業交付金613万円につきましては、19.5%の北

海道負担金であります。

400、401ページをお開き願います。

6款、財産収入は介護保険基金の利子でございます。

次の402ページ、403ページをお開き願います。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金2億587万7,000円につきましては、各種介護サービス費に対する12.5%の町負担分でございます。

2目、地域支援事業繰入金3,663万1,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業分が12.5%の400万9,000円。包括的支援事業・任意事業分が19.5%の613万円と、2,649万2,000円の町単独負担分であります。

3目、低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1階層の軽減分について、一般会計で収入される2分の1の国庫負担金と4分の1の北海道負担分に、町負担分4分の1を加えた385万9,000円であります。

4目、その他一般会計繰入金4,623万円につきましては、職員4名分の人件費、その他事務費の繰り入れであります。

2項、基金繰入金300万円につきましては、歳入の不足分を介護保険基金から繰り入れするものであります。

なお、平成30年度末基金残高は683万8,000円の見込みであります。

以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

介護保険特別会計は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 予算書の435ページをお開き願います。

議案第54号平成30年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを御説明申し上げます。

平成30年度美幌町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,565万5,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ限度額は6億円と定める。

次に、438ページをお開き願います。

第2表、地方債であります。

初めに、公共下水道事業の限度額1億330万円で、この内訳は、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託4件と、終末処理場の機械、電気の更新工事が2件、下水道長寿命化管渠更新が1件、公共汚水ます設置工事が1件の計8件の事業費から補助金を差し引いた額を公共下水道事業債で借り入れするもので、起債充当率は100%であります。

業務委託の内容は、後ほど、事項別明細で、工事の内容は工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下、下水道資本費平準化債の限度額8,910万円は、施設整備に投資した起債償還額を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れするものであります。

その下、公共下水道事業特別措置分の限度額2,340万円は、平成18年度に繰り出し基準見直しで交付税措置される事業費補正が、元利償還金の70%から60%に減額されたことに伴い、その差の分が特別措置分として起債発行が認められているも

のであります。起債限度額の合計は2億1,580万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、歳出から御説明いたしますので、456、457ページをお開きください。

### 3、歳出。

1款、1項、1目、一般管理費7,705万9,000円は、職員4名分の人件費と事務経費を計上しております。

中ほど、使用料収納事務委託料2,481万3,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託しておりますので、その事務経費を水道事業会計に支払うものであります。

その下、負担金の上から6行目の水道事業会計負担金402万3,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受付と検定を水道事業に委託しておりますので、その経費を水道事業会計に支払うものであります。

公課費1,681万6,000円は消費税を計上しております。

次に、2目、維持管理費2億4,662万3,000円は、処理場施設の維持管理と下水道管渠の維持管理費用を計上しております。

1、終末処理場維持管理事業の光熱水費3,260万円は、処理場と5カ所のマンホールポンプ場で使用する電気料と水道使用料であります。

その下、修繕料3,713万8,000円は処理場の機器類の修繕で、平成30年度は、23の機器のオーバーホールなどを行うもので、昨年より69万2,000円の増となっております。

このページの最後の行、産業廃棄物処理委託料1,333万8,000円は、下水処理後の脱水汚泥の処理費用を計上しております。

次に、458、459ページをお開き願います。

上から2行目、1億3,359万6,00

0円は、処理場の維持管理業務の委託費用であります。

その下の2、公共下水道管渠維持管理事業費の修繕料1,000万円は、道路上のマンホールの修繕や公共汚水ますでの段差によるつまずきや車両破損事故防止のため、公共汚水ますの切り下げを行うための修繕料で、全体で108カ所分を計上しております。

二つ下、管渠清掃委託料540万円は、三橋町1丁目、2丁目地区の汚水管6,700メートルの清掃を予定しております。

次に、3目、建設費2億4,497万1,000円は、下水道施設の設備などの更新工事費用で、前年に比較して6,400万9,000円の減は、主に終末処理場水処理施設機械及び電気設備更新工事の減によるものであります。

業務等委託料の下水道ストックマネジメント計画策定委託料2,000万円は、下水道施設について、平成29年度に策定した下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、点検調査の実施、修繕・改築計画の策定までを行おうとするものであります。

その下、終末処理場電気設備資材価格調査業務委託料400万円は、終末処理場自家発電設備に係る価格調査を行うものであります。

その下、下水道管渠資材価格調査業務委託料200万円は、管渠更新に係る管渠構成資材の価格調査を行うためのものであります。

その下、終末処理場自家発電設備実施設計委託料500万円は、昭和56年に整備し、36年が経過した自家用発電設備の更新工事を行うための実施設計を委託するものであります。

その下、工事請負費、公共汚水柵設置工事440万円は、11カ所分の工事を見込んでおります。

その下、終末処理場水処理施設機械設備更新工事3,700万円と同電気設備更新工



事8,300万円、下水道長寿命化計画管渠更新工事7,200万円、消防庁舎改築事業下水道布設替工事1,000万円の内容につきましては、後ほど、予算工事関係参考資料で御説明申し上げます。

次に、460、461ページは、公共下水道事業債の元金及び利子の償還金、次の462、463ページは、予備費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、442、443ページにお戻り願います。

## 2、歳入。

1款、1項、1目、下水道受益者負担金等は、新たに下水道区域となった際に5年間の分割で納付していただくもので、現在納付中の8件と新規で1件を見込んだ142万6,000円を計上しております。

その下、2目、一般会計負担金2,583万6,000円は、し尿処理を下水終末処理場で受け入れていることから、処理経費を一般会計に求めるものであります。

その下、3目、個別排水処理特別会計負担金194万7,000円は、個別排水処理会計の事務を下水道事業で行っていることから、人件費の40%相当分の負担を求めるものであります。

その下、4目、広域事務組合会計負担金1,000万円は、消防庁舎改築事業に係る下水道布設替工事の負担を求めるものであります。

次に、444、445ページをお開き願います。

2款、1項、1目、下水道使用料3億6,613万6,000円は、現年度分3億6,363万円と過年度分250万6,000円を見込んでおります。

次に、446、447ページをお開き願います。

3款、1項、1目、公共下水道費国庫補助金1億2,100万円ではありますが、この内訳につきましては、工事監理や実施設

計、価格調査などの業務委託などに係る補助金が5業務、補助率10分の5で1,900万円、終末処理場の機械、電気の更新工事に係る補助金が2工事、補助率10分の5.5で6,600万円、下水道長寿命化管渠更新工事に係る補助金が1工事で補助率10分の5で3,600万円、合わせて1億2,100万円を見込んでおります。

次に、448、449ページをお開き願います。

4款、1項、1目、一般会計繰入金3億2,294万2,000円は、法で定められている基準内繰り入れ3億1,369万8,000円を含む一般会計からの繰入金であります。

次のページの繰越金、その次のページの諸収入の説明は省略させていただきまして、454、455ページの7款、町債につきましては、第2表、地方債で御説明いたしましたので、こちらについても省略をさせていただきます。

続きまして、後ろについている予算工事関係参考資料について御説明いたします。

別とじになっております図面の8ページをお開き願いたいと思います。

公共下水道建設事業（処理場）であります。

昭和48年の下水道整備着手から44年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、下水道長寿命化計画のもと、平成25年から終末処理場の水処理施設の機械・電気設備の更新工事を行っているところであります。

一般平面図の下側で、太線で囲っている箇所が平成30年度の施工箇所であります。終末処理場水処理施設の反応タンク、最終沈殿池の機械設備、水処理の電気設備の更新工事を行うもので、機械設備更新工事3,700万円、電気設備更新工事8,300万円を計上しております。

この整備は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率55%、補助残は

公営企業債、充当率100%で整備を行う予定としております。

続いて、9ページをお開き願います。

公共下水道建設事業（管渠）であります。

工事概要は、管渠更新375.13メートルとマンホールふたの取りかえが90カ所であります。

管渠更新は、設置から既に39年あるいは40年が経過した管渠の更新工事であり、図面①から④は、新町3丁目、A-1ビル様交差点から西側に行き、駅前から民宿おがた様までの158.34メートルです。図面⑤は中家自動車硝子様付近の21.91メートル、⑥は9時歯科様付近の37.73メートル、⑦から⑧は鬼丸様宅から小野寺様宅までの54.40メートル、⑨は竹川印刷様付近の50.9メートル、⑩は安倍養蜂店様付近の51.85メートルで、合計375.13メートルであります。⑩のみ管渠にたるみを生じていることから、開削による布設がえを予定しております。

この整備は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率50%、補助残は公営企業債、充当率100%で整備を予定しております。

続いて、10ページをお開き願います。

公共下水道建設事業（管渠）であります。

工事内容につきましては、消防庁舎改築事業に伴う管渠の移設に伴う布設がえ工事であり、管種はリブ付硬質塩化ビニール管。管径200ミリ、延長は62.2メートルであります。この整備は、広域事務組合負担金を充当して整備を行うものであります。

続きまして、予算書の473ページをお願いいたします。議案書では236ページになります。

議案第55号平成30年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてであります。

平成30年度美幌町の個別排水処理特別

会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億169万8,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ限度額は、1,000万円と定める。

次に、476ページをお開き願います。

地方債であります。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,340万円であります。今年度は、10戸の設置を予定しておりまして、下水道債と地債及び過疎債を併用いたします。

次に、歳出から御説明申し上げますので、492、493ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目、一般管理費261万6,000円は、個別排水処理に係る事務経費を計上しており、前年に比較して34万5,000円の減は、昨年まで個別排水処理特別会計で計上しておりました電算処理業務委託料の減及び公共下水道特別会計負担金の減によるものであります。

この公共下水道特別会計負担金194万7,000円は、公共下水道会計職員が個別排水処理の事務を担当していることから、人件費の40%を公共下水道特別会計に支払うものであります。

次に、2目、維持管理費3,199万7,000円は、現在設置されている個別排水処理施設304基の維持管理に係る費用で、前年に比較して231万2,000円の

増は、平成29年度設置の浄化槽の維持管理がふえたことによるものであります。

修繕料559万1,000円は、浄化槽ポンプの空気調整弁交換やろ材入れかえ、フロアポンプなどの修繕を行う費用で、その下、手数料485万5,000円は、浄化槽法による水質検査手数料と汚泥処理手数料であります。

その下、施設保守点検委託料815万8,000円は、浄化槽法による年3回の保守点検委託料であります。

その下、清掃業務委託料1,339万3,000円は、浄化槽内の汚泥くみ取り、洗浄を行うものであります。

3目、建設費3,572万1,000円は個別浄化槽設置工事費用で、平成30年度は、5人槽4戸、7人槽4戸、10人槽2戸の計10戸分を予定しております。

次に、494、495ページをお開き願います。

2款、1項、1目、個別排水処理事業元金償還金2,350万7,000円、その下、利子償還金784万7,000円は、平成29年度までに借り入れしました起債の元金と利子償還であります。

次の496、497ページには予備費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、482、483ページにお戻り願います。

2款、1項、1目、個別排水処理施設使用料2,096万8,000円は、平成29年度までに設置しました304戸と平成30年度に予定している10戸分の使用料であります。

次に、484、485ページをお開き願います。

3款、1項、1目、一般会計繰入金4,550万7,000円は、法で定められている基準内繰り入れ2,194万6,000円を含む一般会計からの繰入金であります。

次のページの繰越金、その次のページの

諸収入の説明及び490、491ページの6款、町債につきましては、地方債で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は15時5分とします。

午後 2時55分 休憩

---

午後 3時05分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案書は237ページになります。

議案第56号平成30年度美幌町水道事業会計予算についてを御説明申し上げます。

予算書につきましては503ページをお開き願います。

総則。

第1条、平成30年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数は8,768戸でありまして、平成29年度当初より71戸減の計上であります。

(2) 年間総給水量は196万2,000立方メートルでありまして、前年度当初より4万1,000立方メートル減の計上であります。

(3) 1日平均給水量は5,375立方メートルでありまして、これも前年度当初より113立方メートル減の計上であります。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は昨年より減となっておりますが、平成29年度の実績見込みにより見込んだもの

でございます。

(4) 主な建設事業につきましては、資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

収益的収入及び支出、第3条と、次の504ページの資本的収入及び支出、第4条につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債。

第5条、初めに、水道施設整備事業限度額6,100万円ですが、内容につきましては、施設更新の実施設計が2件、施設整備工事が4件で、詳細は歳出で説明させていただきます。

水道施設等耐震化事業、限度額1,880万円ですが、日並浄水場管理棟上屋、急速ろ過池上屋の耐震補強工事と水源池取水施設耐震補強実施設計委託を行うものであります。

量水器収納筐設置事業、限度額9,590万円ですが、平成24年度から11年間の計画で伸縮式の量水器筐に交換、整備するもので、平成30年度は960戸分を計上しております。いずれも企業債の充当率は100%で、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

次に、505ページをお開き願います。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条と、たな卸資産購入限度額、第8条につきましては、記載のとおりであります。

次に、506、507ページをお開き願います。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

1款、1項、1目、給水収益4億2,426万6,000円は、平成29年度の決算見込みを踏まえ、減額の計上となっております。

その下、4目、その他営業収益の3節の

中の下水道使用料賦課徴収受託料2,481万2,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を公共下水道特別会計から受けるもので、下水道使用料調定件数割合で求めた48.52%で算出したものであります。

2項、営業外収益の中の2目、長期前受金戻入7,200万8,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

その下、3目、雑収益の1節の中の下水道排水施設業務負担金402万3,000円は、下水道の排水施設の新設や改造の受付と検定に伴う経費を公共下水道特別会計から受けるもので、施設担当職員の人件費の25%と排水台帳管理システム負担金で算出したものであります。

次に、508、509ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、1目、原水及び浄水費5,415万6,000円は、水源池及び浄水場に係る維持管理経費を計上しております。前年度に比較して157万8,000円の減額は、日並浄水場施設等修繕料の減に伴うものであります。

15節、委託料の日並浄水場運転管理等業務委託料は、平成26年度から委託しております管理業務委託で2,996万円を計上しております。

21節、薬品費1,155万8,000円は、凝集剤のポリ塩化アルミニウムや次亜塩素酸ナトリウムなどの水処理薬品費用を計上しております。

次に、510、511ページをお開き願います。

2目、配水及び給水費6,616万9,000円は、職員2名の人件費と田中配水池と7カ所の加圧ポンプ所及び配水管路の維持管理経費を計上しております。前年度に比較して199万1,000円の減額の主な内容は、賞与引当金、委託料の減によるものであります。

15節、委託料の一番下の行、検定期間満了分量水器取替委託料558万9,000円は、メーター交換に係る業務委託料で、交換数量の減により215万円の減であります。

18節、修繕費795万5,000円は、配水及び給水施設の修繕に係る費用で、前年度に比較して264万4,000円の減を見込んでおります。

22節、材料費の量水器取替用材料費2,230万6,000円は、メーター交換1,366戸分を計上しております。

次に、512、513ページをお開き願います。

3目、業務費4,045万7,000円は、水道使用料の賦課徴収に係る営業担当職員4名分と臨時職員1名分の人件費、検針の経費、電算事務経費などを計上しており、前年度に比較して91万4,000円の減額の主な内容は賞与引当金の減によるものであります。

次に、4目、総係費1,635万6,000円は、水道主幹の人件費と建設水道部長の3カ月の人件費相当分を給与費負担金として計上しており、前年度に比較して1,148万2,000円の減額の主な内容は、賞与引当金、水道事業基本計画策定業務委託料の減によるものであります。

次に、514、515ページをお開き願います。

中ほどの5目、減価償却費、1節、有形固定資産減価償却費の中の一番下、リース資産718万3,000円は、管路管理システム、企業会計システム、水道料金システムの固定資産の割賦払い金をリース資産として計上しております。

下段、2項、営業外費用、1目、支払利息には、企業債償還利息2,636万7,000円を含む利息額を計上しております。

次に、516、517ページをお開き願います。

支払消費税523万7,000円、雑費と

して過年度還付金20万円、予備費として5万円を計上しております。

次に、518、519ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目、企業債1億7,570万円ではありますが、第5条、企業債で説明させていただきましたとおり、予算工事関係参考資料で説明させていただきます。

その下、2項、1目、国庫補助金687万5,000円は、日並浄水場管理棟上屋、急速ろ過池上屋の耐震補強工事と、水源池取水施設耐震補強実施設計委託を国の生活基盤施設耐震化等交付金、補助率4分の1を活用して実施しようとするものであります。

その下の3項、1目、簡易水道等施設整備事業実施区域水道施設分担金は、豊幌地区で新たな給水を受けようとする世帯を想定し、1件分の200万円を計上しております。

その下の4項、1目、消防庁舎改築事業上水道布設替工事負担金は、消防庁舎改築事業に伴う水道管の移設に係る布設がえ工事であり、広域事務組合負担金を充当して整備を行う予定であります。

その下、5項、1目、一般会計出資金490万円は、日並浄水場管理棟上屋、急速ろ過池上屋の耐震補強工事と水源池取水施設耐震補強実施設計について、補助金を差し引いた4分の1の額を地方公営企業法に基づき一般会計から受け入れるものであります。

次に、520、521ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目、浄水配水設備費2億2,752万3,000円は、施設担当職員1名分の人件費を含む水道管の布設がえ及び水道施設整備に係る経費を計上しているものであります。

このページの中ほど、15節、委託料の

うち、水道施設整備事業実施設計委託料 870万円は、水源池取水施設耐震補強実施設計及び日並浄水場ろ過設備、天日乾燥施設更新のための実施設計を行おうとするものであります。

23節、工事請負費の水道施設等耐震化事業 2,490万3,000円は、日並浄水場管理棟上屋、急速ろ過池上屋の壁ブレースと屋根ブレースの補強による耐震補強工事を予定しております。

その下、水道管路整備事業 1億2,545万3,000円は、後ほど、予算工事関係参考資料で御説明させていただきます。

その下、水道施設整備事業 5,710万円は、4件の工事を予定しており、1件目は、日並浄水場天日乾燥施設整備工事で、昭和37年に緩速ろ過池として整備した天日乾燥床の透水板や排水路の整備、ろ過槽のろ過砂や砂利を入れかえる工事で、1,140万円を予定しております。

2件目は、日並浄水場ブロック形成池機械設備工事で、平成2年に設置した機械設備を更新し、原水の水質に応じて薬品を注入し適正なブロックを形成するため、減速機、電動機、攪拌機を更新するもので、工事費 4,120万円を予定しております。

3件目は、高野第1加圧ポンプ所計装設備工事で、平成9年に設置した圧力調整計を更新し、圧力変状に対して設定圧力を確保するポンプを運転する調節をするもので、工事費 320万円を予定しております。

4件目は、高区第1加圧ポンプ所計装設備工事で、平成8年に設置した圧力計を更新し、加圧後の圧力を測定し圧力調整の基準とするもので、工事費 130万円を予定しております。

その下、簡易水道等施設整備事業 200万円は、分担金工事1戸分の予算設定をしているものであります。

その下、浄水場資機材倉庫設置工事 109万8,000円は、老朽化した現在の資機

材倉庫を新たに設置するものであります。

その下、2目、業務設備費の中、2節、量水器筐取替費 9,599万9,000円は、960戸分の設置委託と量水器収納筐代を計上しております。

その下、3目、資産購入費、5節のリース資産 815万2,000円は、債務負担行為で購入している管路管理システム、企業会計システム、水道料金システムと長期継続契約で購入している土木積算システムを計上しております。

その下、2項、1目、企業債償還金 1億3,863万6,000円は、財務省、公営企業、金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還元金であります。

続きまして、先ほどの別とじの予算工事関係参考資料について御説明申し上げます。

11ページになります。

水道管路整備事業であります。

老朽化している水道管路について計画的な布設がえを実施するとともに、道路整備等に関連した水道管網を整備し、安定的な給水を図るものであります。

地図番号①町道第262号道路、大通南1、2丁目の配水管新設工事であります。道路改良工事にあわせ、ポリエチレン管、管径100ミリ、延長211メートルの配水管を新設するもので、工事費 920万円を予定しております。

次に、飛びまして、地図番号⑨になるのですが、町道215号道路、栄町1丁目の消防庁舎改築事業に伴う布設がえ工事でありまして、ポリエチレン管、管径50ミリ、延長64メートル、工事費 577万8,000円を予定しております。この整備につきまちは、広域事務組合負担金を充当して整備する予定でございます。

以降につきまちは、老朽管の布設がえ工事であります。

工事概要に記載の既設管の布設年度、新設管種、管径は省略させていただきますし

て、工事箇所と工事延長、工事金額を説明させていただきます。

地図番号②町道9号道路、日の出1丁目は、網走信金稲美支店様から、パチンコひまわり様入り口まで、延長290メートル、工事費2,000万円を予定しております。

③町道727号道路、西1条南5丁目は、スポーツセンターまで上る旧道であります。延長238メートル、工事費1,100万円を予定しております。

④町道425号道路、稲美は、緑の苑西側で延長90メートル、工事費576万円を予定しております。

⑤町道422号道路、稲美は、あさひデイサービスセンター東側で延長90メートル、工事費441万円を予定しております。

⑥町道424号道路、稲美は、緑の苑東側で延長80メートル、工事費392万円を予定しております。

⑦町道107号道路、東1条北2、3丁目は、道路整備工事にあわせ、延長70メートルの布設がえを行うもので、工事費500万円を予定しております。

⑧町道739号道路、美富は、林様宅から鳥十様まで、ちょうどセブンイレブン美富店様の裏の通りで、延長580メートル、工事費2,900万円を予定しております。

⑩町道555号道路、田中は水管橋の布設がえであり、延長16メートル、ステンレス鋼管、管径300ミリ、工事費3,138万5,000円を予定しております。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書の238ページでございます。

議案第57号平成30年度美幌町病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の535ページをお開き願います。

平成30年度の予算計上につきましては、経常経費のほか、収益的収支では、常勤医師1名と看護師3名、事務職1名の採用を見込んだ予算を、資本的収支では、超音波診断装置の更新など、医療機器等の購入に必要な予算の計上を行ったところであります。

第1条、平成30年度美幌町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量及び第3条の収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の人数及び金額を定めるものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、536、537ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の金額を定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億152万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとするものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第5条の企業債につきましては、医療機器更新等事業のため、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

この起債につきましては、病院事業債では元利償還金の22.5%、過疎債では元利償還金の70%が交付税措置されるものであります。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費、交際費の額をそれぞれ記載のとおり定めるものであります。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金につきましては、それぞれ企業会計に対するルール分としての繰り入

れを、国保会計の直診施設健康管理事業補助金は、病院が実施する健康管理事業に対する補助として計上するものであります。

第9条では、たな卸資産購入限度額を2億6,055万円と定め、第10条の重要な資産の取得は、予定価格が700万円を超える医療機器の購入として、超音波診断装置一式、外科手術用内視鏡システム一式を定めるものであります。

次に、538、539ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

医業収益では、入院及び外来収益として、平成29年度の実績見込み及び婦人科診療の開始を見込んだ収益を計上し、年間患者数及び1日1人当たりの収益額の見込みはそれぞれ記載のとおりでございます。

その他医業収益のうち、一般会計負担金は、企業会計に対するルール分の繰り入れとして、救急医療の確保に要する経費は、交付税措置額の相当分を、小児救急に要する経費は、特別交付税の基準額に基づき算定した額を、医師確保に要する経費は医師募集に係る経費分として計上し、その他の収益は、それぞれ記載のとおり所要額を計上してございます。

次に、540、541ページをお開き願います。

医業外収益でございます。

一般会計補助金と国保会計補助金は、第8条で説明いたしました補助金を計上しております。

一般会計負担金は、企業会計に対するルール分の繰り入れとして、それぞれ記載のとおり計上し、そのうち、不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、1億1,125万2,000円を繰り入れるものでございます。

その他の収益は、平成29年度の決算見込みを踏まえ、それぞれ計上を行っております。

次に、542、543ページをお開き願

います。

医業費用でございます。

給料及び手当等につきましては、医師給与は、4月採用の婦人科医師1名を含む常勤医師11名分を計上し、看護師3名の増員と事務職のプロパー職員1名の採用を含め、予算計上を行っております。

賞与引当金繰入額につきましては、翌年度の6月制定支給に係る引当金相当額を計上するものであります。

賃金につきましては、臨時医師賃金として眼科出張医師など非常勤医師の賃金所要額を、臨時職員につきましては、看護師、看護補助者等、全体で44名分を計上するものであります。

材料費のうち、薬品費、診療材料費は、それぞれ所要額を計上してございます。

次に、544、545ページをお開き願います。

医療消耗備品費から保険料まで、各項目とも所要額を計上しておりますが、下から2項目めの修繕費につきましては、病院駐車場の区画線の引き直し、点字、線字タイル等の修繕を含め計上をしてございます。

次に、546、547ページをお開き願います。

賃借料から交際費までそれぞれ所要額を計上しておりますが、上から3項目め、手数料の一番上の項目の医師・看護師等医療従事者紹介手数料につきましては、医療スタッフの人材確保のため、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、作業療法士1名の紹介手数料を計上してございます。

下から3項目め、貸倒引当金繰入額は、診療費の不納欠損に備えるため、あらかじめ債権放棄見込み額を計上するものであります。

それ以外の各費目につきましては、それぞれ所要額を計上しております。

次に、548、549ページをお開き願います。

建物減価償却費から一時借入金利息ま



で、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、５５０、５５１ページをお開き願います。

雑損失、消費税につきましては、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、５５２、５５３ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入では、一般会計出資金として、公営企業会計に対する繰り入れ基準による企業債元金償還分の繰り入れを、企業債につきましては、医療機器更新等事業の財源充当のため記載のとおり計上し、一般会計負担金は、医療機器等のリース資産に該当する医療機器の元金償還金を計上するものであります。

次に、５５４、５５５ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

建設改良費では、医療機器更新事業として、第１０条に定める診療用医療備品のほか、必要な医療機器の購入のための所要額を計上するものであります。

リース資産購入費は、医療機器などのリース資産の償還金でございます。

企業債償還金は、企業債の元金償還分を計上するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

---

#### ◎延会宣言

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 ３時３４分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員